

平成30年3月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成30年3月5日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成30年3月5日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 なし

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教育次長	片岡 雄司
副町長		産業建設課長	田村 正和
教育長	川井 正一	健康福祉課長	田村 秀明
会計管理者	真辺 美紀	町民課長	和田 強
総務課長	麻田 正志	国土調査課長	橋掛 直馬
税務課長	森田 修弘	農業委員会事務局長	吉野 広昭
収納管理課長補佐	戸田 郁	病院事務局長	渡辺 公平
チーム佐川推進課長	岡崎 省治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成30年3月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成30年 3月 5日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
日程第1、一般質問を行います。
一般質問は通告順といたします。
9番、松浦隆起君の発言を許します。

9番（松浦隆起君）

おはようございます。9番、松浦隆起でございます。通告に従いまして、本日も3点にわたりまして一般質問をさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

1点目に、持続可能な開発目標・SDGsを取り入れたまちづくりの取り組みについてお伺いをいたします。

このいわゆるSDGsにつきましては、町長からも、行政報告におきましてお話がございました。モデル事業への応募の準備を進めておられるとの御報告もございました。そういった本町の取り組みを踏まえた上で、こういった内容、それからこういった姿勢でSDGsに取り組んでいかれるのかお聞きをしたいと思っております。そして、取り組んでいただきたい内容についてもお話をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

質問に先立ちまして、まず、ほかの自治体に比べて早い段階でこの持続可能な開発目標・SDGsに取り組む姿勢を見せていただいております堀見町長には、敬意を表したいというふうに思います。

それでは、具体的内容に入っていきたいと思っております。この開発目標・SDGsという言葉、まだ耳慣れないものでございまして、周知がまだまだできてない点もございまして、そういった意味から、SDGsとはなんぞやといった点も含めて質問を進めていきたいと思っております。

我が国は1998年に当時の小渕総理が人間の安全保障を日本の外交の理念とする考えを表明をし、国連を舞台に、人間の安全保障の理念を定着させるためにさまざまな提案や行動を重ね、2012年9月、人間の安全保障に関する国連総会決議が全会一致で採択をされております。この人間の安全保障が理念として国連で定着する一方、具体的な政策として開発支援や平和構築の現場で実践をされ、安全・安心が実感できる社会を実現できたかどうか、それが問われておりました。そういった中、理念をどう具体化させるか、国連は新たな

挑戦として 2016 年 1 月から 2030 年を期限として、この持続可能な開発目標・SDGs をスタートさせました。

貧困の撲滅、そして人や国の不平等をなくす、ジェンダー平等の実現や気候変動の対策など、17 目標からなる SDGs は途上国だけでなく先進国が抱える課題も含んでおります。このことは、途上国支援の理念と見られがちな人間の安全保障を、先進国も将来世代とこの地球を守るために取り組むべき政策理念であることを示しております。

政府においても、安倍総理を本部長とする持続可能な開発目標 SDGs 推進本部を設置し、2016 年 12 月 22 日に、この達成に向けて日本が特に注力するものとして 8 つの優先課題を盛り込んだ実施指針を決めております。そして、その目標達成には、日本の政府のみならず地方自治体、国際機関、NGO や企業などの連携が不可欠であります。ただ、今のお話では少し聞き慣れない言葉が並んでおりますので、見えてこない部分があると思いますので、この SDGs の 17 の目標を紹介をしたいと思います。

1 点目が貧困をなくそう、と。2 が飢餓をゼロに。3 が全ての人に健康と福祉を。4 が質の高い教育をみんなに。5 がジェンダー平等を実現しよう、と。6、安全な水とトイレを世界中に。7 がエネルギーをみんなにそしてクリーンに。8 が働きがいも経済成長も。9 が産業と技術革新の基盤をつくろう。10 が人や国の不平等をなくそう。11 が住み続けられるまちづくりを。12 がつくる責任 使う責任。13 が気候変動に具体的な対策を。そして海の豊かさを守ろう。陸の豊かさも守ろう。そして 16 番目が平和と公正を全ての人に。最後に、パートナーシップで目標を達成しよう、と。

これが具体的な目標であります。この目標のもとに 169 のターゲットが決められております。現実的に、この目標を達成しようとするれば、自治体や企業など、現場に即した場所での取り組みが必要不可欠となります。

今、多くの企業もこれに参画をしておりまして、有名なところだと伊藤園、また吉本興業も社員さんの教育を行うなど積極的に取り組んでおりまして、その PR 動画も YouTube で吉本興業さんは上げているなど、積極的に行われているところであります。

お聞きいただきましたように、この目標自体、達成をすればある意味、全ての佐川町であれば、町民の方が安心をして住み続けられ

る、そういったまちづくりになります。ですから、この目標は自治体において必要な観点でありまして、実際の事業実施に大きく関係をしていることが含まれております。そして何より大事な点は、誰ひとり取り残されない持続可能な社会を目指す、と。言いかえれば、誰ひとり取り残さない持続可能な佐川町まちづくりを目指す、と言えると思います。

そういった自治体や企業などが現場で増えていることによって、大きな規模で持続可能な社会が実現するのではないかと考えております。具体的な内容についてこの後お聞きいたしますが、まず、この持続可能な開発目標・SDGsについて、町長がどのように捉えて取り組みをお決めになられたのか、まずその御認識についてお伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

おはようございます。松浦議員にはSDGsの質問をいただきまして、まことにありがとうございます。このSDGsをどのように捉えているかということ、御質問でしたが、佐川町のまちづくり、町長としての仕事をさせていただくようになってですね、本当に、佐川町を少しでも幸せな町に住民の皆さんと一緒にしていくためにはどうしたらいいかということを一生涯懸命考えてきました。松浦議員もおっしゃいました誰ひとり取り残さない、みんなが幸せになるんだという視点がすごく大事なあとというふうに思っております。

その中で地方創生が国中で叫ばれる中で、やはり一つの大きな問題というのが人口減少という問題でありました。佐川町はまだ、中山間地域の中でも恵まれた立地環境にあるのかなというふうに思っておりますが、高知県においてもですね、山深いところの中山間地域では人口減少が激しくてですね、やはりその町そのものの持続可能性っていうのがすごく問われるような、そういう時代がやってきたなというふうに思ってます。

そのためには、やはりこのふるさと、この町で村で生まれ育った子どもたち、大人も含めてですね、まず今自分たちが住んでるところを大好きでいられるか、誇りを持てるのか、この町のことを自分の言葉で、他人に対してですね、しっかりと語れる。この町はこんだけすばらしいんだよということを語れるかな、このことがすごく大事なあと。最近、子どもたちに対しては、しっかりとこの町の

よさを伝えてこられてなかったなあということを申しわけないなあっていう気持ちになることもあります。

そういう意味で、やはり持続可能な町をつくっていくためには、人が、まず、ふるさとの人がその町に誇りを持つ、愛するということが大切だなあと。そのこともしっかり教え続けていかなければいけないなあ、やはり教育が根本にあるんだろうなあというふうに思いました。

その中で、佐川町のまちづくり、佐川町の地方創生を持続可能な、誰ひとり取り残さない幸せな町をつくっていくということを考えているときにですね、昨年、9月か10月ごろだったと思いますが、国として、このSDGsを自治体のほうでも推奨してもらおうと、SDGsを推進することが地方の地方創生につながるんだということで、来年度に向けてですね、モデル自治体を公募するという話が伝わってきましたので、ぜひその視点でですね、佐川町の教育、佐川町の産業のあり方、佐川町の持続可能で幸せなまちづくりを根本から考えたいなという思いで、そういう捉え方をして、佐川町においてSDGsを考えたいなというふうに思いました。以上です。

9 番（松浦隆起君）

ありがとうございます。昨年の12月に、この持続可能な開発目標のこのSDGsの推進本部の第4回の会合が開催されまして、今、町長からもアクションプラン、そういった応募するお話も少し出しましたが、このSDGsのアクションプラン2018が昨年決定されまして、あわせてジャパンSDGsアワード第1回表彰式が開催をされ、280を超える応募団体の中から、本部長賞1件、副本部長賞5件、特別賞6件、そして第1回総理大臣賞には北海道の下川町が選出をされております。

自治体においてどのようにSDGsを推進をしているのか、実際の自治体の例を聞いていただいたほうが、私が冒頭に述べた何か聞き慣れない言葉よりかはイメージができると思いますので、この下川町について少し紹介をさせていただきたいと思います。

この町は北海道の北部に位置する町でございまして、人口は約3,400人。農林業が基幹産業で、町の面積の約9割を森林が占めております。自治体運営の指針となる自治基本条例に、持続可能な地域社会の実現を明記をしております。2011年には循環型社会の取り組みが評価され、国から環境未来都市に選ばれております。この

町は、森林総合産業の構築、それからエネルギー自給と低炭素化、そして超高齢化社会への対応を柱に、この3つを据えたまちづくりが、このSDGsの理念と合致しているという点に注目をし、昨年からは17項目の目標をこの自治体政策に取り込んでいく作業を進めております。

例えば、循環型森林経営を取り入れるこの森林産業では、4,500ヘクタールの町有林のうち約3,000ヘクタールの人工林について、そのうち50ヘクタールを製材や木工品製造のために、毎年伐採する一方、同じ規模の植林を実施をし、60年後に伐採することで持続可能なサイクルを確立をしております。これは、目標の15の陸の豊かさを守ろうに通じるものでございます。また、エネルギー自給については2004年に木質バイオマスボイラーを導入をし、製材の残材などからつくるこの燃料チップ、本町でも取り入れておりますが、それを活用して町営住宅など公営施設に熱エネルギーを供給し、全公共施設の暖房の64%、町内自給率の約50%を賄っております。これは雇用創出にもつながり、目標の7番のエネルギーをみんなにそしてクリーンに、そして8番目の働きがい、経済成長の目標達成に貢献をしております。

そして次に、超高齢化社会への対応につきましては、これも知恵を絞っております。町の中心部から離れた集落では、人口が大幅に減少し、高齢化率は51.6%に達しました。そこで、高齢者と若者が集合住宅に暮らす集住化というものを促し、地域食堂も新設をし、集住化とエネルギー自給のコンパクトタウンをつくっております。その結果、高齢化率は27.6%に減少をしました。こうした取り組みは、住み続けられるまちづくりをという目標に当てはまります。

同町は、現在、このSDGsへのアクションが雇用創出や人口増など地域の課題解決と活性化につながると捉え、政策の体系化に取り組んでおります。住民を中心に、目標期限となる30年までのビジョンを年度内に作成し、次期総合計画などに反映をさせる予定であります。

そこで、本町が取り組む上で、考慮が必要ではないかという点について、お聞きをしていきたいと思っております。自治体SDGs推進のための有権者検討会から、昨年11月に出されました地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方、このコンセプト取りまとめの中で、自治体がSDGs推進のために取り組むべき事項としていくつか挙

げられております。

その1つは、SDGs推進のためには、行政内の執行体制の整備が必要とされております。その意味からいえば、職員の皆さんがこのSDGsについて理解を深める、こういった考え方なのか、こういったものなのか、そういったものを深める、そういった取り組みが必要であると思います。

2点目は、先行している計画とのマッチング。SDGsの導入に際して、本町でいえば総合計画等、既存の計画とのマッチング、それを留意をしなければならないと。このSDGsの特徴を生かした政策ビジョンというものを策定をする必要がございます。本町において、この2点について、これからどのように対応され進めていかれるのか、お考えをお聞きをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。庁内、役場内での共有という点につきましては、今後、より一層深く進めていかなければいけないというふうに認識をしております。昨年12月の庁議だと思っておりますが、庁議メンバーにはですね、佐川町としてこのSDGsの取り組みを、佐川町の地方創生、幸せなまちづくりとあわせて考えていきたい、4月から教育研究所を立ち上げる上で、この教育を根本に据えたSDGsの取り組みをしていきたいということで説明はさせていただいております。庁議の中で、2度だったと思っておりますが、庁議メンバーに対しては私のほうから伝えております。

これを今後、モデル事業の応募をしていく中でですね、来年度、教育研究所も立ち上がりますから、役場全体に広めて、また間に合えばですが、3月、今月行われる佐川町の総合計画の審議会の中においてもですね、提示できる資料が間に合えば提示させていただいて、佐川町の地方創生の中で、今後このSDGsという考え方が、1つの方向性にもなるんですということを説明をさせていただければなあというふうに考えております。

また、総合計画との整合性ということで、まさしくそこはしっかりとっていかないとというふうに考えておりますが、今、佐川町45の施策がありまして、それぞれの施策に対して、17のゴールの何番目のゴールがリンクするののかということを整理をしております。基本的には、地域福祉の分野も含めてですね、17のゴールにおいてしっかりと総合計画がリンクをしております。

残念ながら海はございませんので、なかなか、海洋資源という部分では連携する部分はありませんけども、佐川町としてこの総合計画を実施をしていくこと、またみんなの総合計画の中にも入っておりますが、自伐型林業を進めていくですとか、農業をしっかりとクリエイティブにやっていくですとか、そういう部分を住民の皆さんと一緒に取組むことで、総合計画を進めることがSDGsの推進にもつながっていくというふうに今、捉えておりますので、しっかりと意識をしながらですね、今後も取り組んでいきたいなというふうに考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

わかりました。これからこういったゴール、またターゲットというのを選定するということになると思います。もう既にこの本町で行われておる結構たくさんの方がもうそれにかかわることがいっぱい、事実的には実施されておりました、例えば国の8つの指針の中に盛り込まれております例えばデータヘルス計画などは、本町も実施をしていただいております、当てはまるものが多いございますので、これから、全部とはいいたませんが、少しお話をしていきたいと思っております。後で、あわせて御答弁いただければと思っておりますので、よろしくお願いをします。

先ほど、この下川町の事例も紹介させていただきましたが、非常に本町と似てまして、林業を中心に置いている。それからバイオマスというものがございます。それもゴールの中に入れてターゲットの1つになるのではないかとというふうに思っております。

そして以前、定例会において質問させていただきました食品ロス削減について、目標1の貧困をなくそう、また飢餓をゼロにとこの目標に貢献してくるのではないかと思います。この食品ロス削減につきましても、前向きなお答えをいただいておりますが、まだ具体的なアクションにはつながっていないのではないかなと思います。ぜひ、このSDGsのアクションとして具体的にこれから取り組んでいただければと思っております。

そして次に、目標5のジェンダー平等を実現しようであります。以前も、防災会議への女性の登用について御質問させていただきましたことがありますが、そういった審議会等への女性参画の向上、また役場内における積極的な登用などについても、ぜひ具体的に取り組んでいただければと思っております。

次に、先ほど町長からも中心にというお話もありましたが、目標の4の質の高い教育をみんなにという項目であります。ある意味、この17の目標の中でも、大事な柱となる教育があってそこから16の目標が達成をされていくということにもなるんじゃないかなあと個人的にも思っておりますが。今回、このジャパンSDGsアワードの特別賞に輝いた東京都江東区の八名川小学校の校長先生であります手島先生は、このSDGsにおける教育の重要性について、このように言うておられました。「本気で取り組む人間をつくる。育てる。そのことが重要である」と。そして、「17項目の目標の中で、その中心にESD・エデュケーションの意義を忘れずに人を育てていくんだということをお願いしたい」と。

このESDとは、持続可能な開発のための教育という意味であります。その実践をしている取り組みがユネスコ・スクールであります。今から約、まだ10年にはなりません、9年前ですかね。平成21年のこの定例会におきまして、前町長の折に、このユネスコ・スクールへの参加を提案をさせていただきました。が、今から考えると少し早すぎたのか、取り組みには至っておりませんが、ぜひこの機会にこのユネスコ・スクール、今回、本町が取り組もうとしておりますSDGsの教育版というものの、その持続可能な開発というのはどういうものかというものを子どもたちに知ってもらい、そういうものでございますので、特別に大きな予算がかかるかというものではないと思っておりますので、ぜひ、あわせてこのユネスコ・スクールへの参加も検討していただきたいと思っております。

今、高知県においては四万十町の小学校が今、加入して思っております。本年4月1日より移行措置が行われ、2020年に全面実施をされる新学習指導要領には、今回より新たに設けられた前文に、持続可能な社会のつくり手となることができるようにすることが求められるといった一文が明記をされ、このSDGsの理念が指導要領に反映をされました。

ただ、先ほどの手島校長がおっしゃられておりましたが、現場の校長や教育委員会の皆さんの中には、まだその重要性がわかっておられない方が大勢いらっしゃるのではないかというふうに言われておりました。そして、学校教育を通して、子どもを変え、保護者を変え、地域を変え、社会全体を変えていくことができるんだと。こういったことからぜひ、学校教育についてもしっかりと取り組ん

でいただきたいと思います。

詳しく内容は、もう時間が余り限られてますので言いませんが、この八名川小学校は、この17のゴールそれぞれ、例えば1つ目のゴールについては、3年生、4年生が学習するとか、2番目の目標は5年生、6年生で学習するとか、その17の目標について小学校でトータルの教育をして、SDGsの考え方、住み続けられるまちづくりというものを子どもたちに共感をしてもらい、そういう教育を取り組んでいるところでございます。その意味でも、そういった学校教育もぜひ取り組んでいただければと思っております。

以上を踏まえまして、この先ほど言いました食品ロス、またジェンダー、ユネスコ・スクールを含めた学校教育など、そして先ほど少し町長からお話がありましたので、ちょっと重複するかもわかりませんが、本町がこれから取り組むゴールとターゲットについて、お考えをお伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今、松浦議員から大変貴重な提言をいただきました。ありがとうございます。東京の八名川小学校の取り組みは、大変興味深いものだというふうに思います。来年度の4月から佐川町の教育研究所が立ち上がりますので、しっかりこの八名川小学校の取り組み、またユネスコ・スクールについても研究を、まさしく研究をさせていただいてですね、検討を進めていきたいというふうに思っております。

また食品ロスにつきましても、松浦議員から御提案いただきました。今、今後ですね、SDGsを佐川町で取り組む上で、3つの食育ということで、佐川町、1つのキーワードとして取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

その中で、まさしく食べる食事のほうの食育についてはですね地産地消を進める中で、食べ物を大切にすると、生産者に対して感謝の気持ちを持って食事をする、残さない、そのような取り組みを、佐川町では食生活改善推進協議会の皆さん、食改の皆さんがですね、長きにわたって取り組んでこられた実績もありますので、その取り組みとあわせて、しっかりと食品ロスの問題にも取り組んでいきたいなあというふうに思っております。

佐川町としては、全てにおいてこのSDGsにおいて取り組みをしたいと思っておりますが、やはり、核となる部分をつくらないと

いけないというふうに思っております、その核は、今取り組みを進めている自伐型林業と、あとやはり農業ですね、この林業と農業を組み合わせ、かけ合わせて、いかに所得向上を図れるか、仕事をつかっていけるか、魅力ある仕事に育てていくかということがとても大切だなというふうに思っております。

副業としての林業、副業としての農業という言い方、それは副産物の副ということになりますが、今は、いろいろな仕事をする複雑の複ですね、その複業っていうあり方が、すごく社会の中でクローズアップされてきている時代だというふうに思っております。農業、林業、魅力ある仕事にして、またその一次産品から加工をしてですね、販売、流通までですね、加工、販売、流通まで町内で取り組んでいけるような、そういう取り組みを考えることで、持続可能で笑顔あふれる幸せな町をつかっていきたいなど。

やはりその根本は、この町の子どもたちに、町の担い手、町のことの担い手、町の産業の担い手になっていただきたいという思いがあります。その根本としての教育をしっかりと、持続、継続をしてですね、町として町全体の取り組みとして広げていきたいなというふうに思っておりますので、ぜひ、今後もいろいろな場面でですね、いろいろな形で御提言をいただければなあとというふうに思っております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

ありがとうございます。食品ロスも、いろんな宴会の場等で残さないという取り組みも、私が質問した直後は少し言われておりましたが、今はもう、そういう形でもなくなっておりますので、これについても具体的な取り組みをされている町もございますし、参考にしていただいてまたいろいろ検討していただければと思います。

先ほども申し上げましたが、この誰ひとり取り残さないというSDGsの理念は、この町づくりにかかわる者にとって、私たちも含めて決して欠かしてはいけないものであると思います。冒頭から言っているその難しい話、国連、国、そういうのが入ると、少し入りにくい部分があるかもわかりませんが、本来、行政の方、そして我々、私たち議員もそうですが、この町民の人を取り残さないという観点で全ての施策、また業務に携わっていく町民の方と接していくというのは大事なことでありまして、それを根底に置いていろんな行政の執行をしていただければというふうに思っております。

この11番目の目標であります、住み続けられるまちづくり、先ほど挙げた事業だけではなくて、本当にもう既に佐川町が行っていることがいっぱいありますので、ぜひ反映をさせて、持続可能な、この愛する佐川町のまちづくりを進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、この質問を終わらせていただきまして、この後の2点、3点も、今の流れでいくと、取り残さないための質問になりますので、ぜひ、前向きに御答弁をいただければと思いますが。

2点目の質問は、学校でのいじめに対する早期発見をするアプリの導入についてお伺いをいたします。

文部科学省の問題行動調査によりますと、2016年度、全国の小中高校などが認知をしたいじめが、前年度比9万8,676件増の32万3,808件と大幅に増加をし、1985年度の調査開始以来最多となっております。この増加は3年連続でありまして、30万件を超えたのは初めてであります。文科省は、この結果を積極的に認知して早い段階で組織的に対応する意識が高まったからではないかと捉えておりまして、これまでいじめの対象から外していたけんかなども、今回から背景を調べ、児童生徒が被害性を感じていけば、いじめと認知するということを求めたことも、この増加の一因と見ているようです。

しかし、いじめが後を絶たないと、そういう捉え方も一方だけでできるわけです。そういった捉え方ができる一方で、潜在化していじめを認知できる件数が増えてきたということの捉え方もできる、両面がございます。

そういった現状の中で、学校でのいじめによって子どもたちが深刻な事態に追い込まれるケースがいまだに後を絶っておりません。そういったいじめによる悲劇を未然に防ぐには、子どもからのSOSをいかに早くキャッチし、適切に対処するかが大きな鍵であり、最も重要な点であります。そして学校や家庭が、いかに早く状況をつかむことができるのが大事であります。

しかし、いじめは陰に潜み、なかなか姿をつかめない。そういった一面があるのも事実です。そうした中で、早期に発見をし早期に対応をし、そしていじめの根絶へ、解決へ、このソーシャル・ネット・ワーキング・サービスいわゆるSNSを活用する試みが今、注目をされておりました、多くの自治体で取り組みがされております。

そのSNSと同様に、今取り組みが始まっているのが、今から御質問いたしますこのアプリでございます。

こういった点についてお伺いをしていきたいと思っておりますが、まず、現時点で本町におけるいじめの認知件数の現状について、まずお伺いをしたいと思います。

教育長（川井正一君）

いじめの認知件数ということでお答えさせていただきます。先ほど文部科学省のデータがございましたが、それに対応する佐川町のものでございます。平成 28 年度の小中学校におけるいじめの認知件数は、76 件でございます。これを千人当たりに換算しますと、83.4 件ということになります。これが増えてきております。

これは先ほど松浦議員さんがおっしゃったとおり、小さなことでもいじめとして文部科学省自体が認知しなさいと、いじめのない学校はおかしいという基本的スタンスでこの調査に臨んでくださいということでやっておりますので、学校で、いわゆる学校生活アンケート調査というのをやっておりますが、その中で、友だちからいやなことを言われた、それも全て取り上げて、またけんかに類するようなもの、そういったものを取り上げた結果、件数が増えてきておるという実態がございます。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

先ほど国の御報告のお話をしましたが、本町でも、いじめにつながるどころから認知をしていったものも含まれているので増えてきているというお話でございました。

そこで、実際に活用されている例を紹介をさせていただきながらお話しをしたいと思います。皆さんも報道等によくお聞きになったと思いますが、茨城県の取手市、ここは匿名でいじめを通報できるアプリ、STOP i t というものを本年の 1 月から随時、全市立中学校の生徒が無料でダウンロードできるようにしております。

取手市では 2015 年 11 月に、私立中学校の生徒が、日記にいじめられたくないということなどを書き残して自殺をするという痛ましい事態が起きました。この問題は報道でも大きく取り上げられまして連日テレビでも取り上げられておりました。現在も、県の調査委員会が、自殺に至った背景などを調査をしている一方、教育委員会は、いじめがあった事実を認めております。

この取手市は、二度と深刻な事態を繰り返さないために、いじめ

を発見し対応するための適切な対策の実施を決意し、その方策を探っております。先に、このアプリを導入していた千葉県柏市がこれを導入したことにより相談件数が増えているということから、この柏市のやり方を参考に取り組みをスタートさせることになりました。この市の担当者の方は、傍観者をなくすために匿名アプリであると、匿名で通報できますよということを強調して通報を増やしたい、と。学校と教育委員会でしっかりと対応していくというメッセージを発信していきたいと話しておられます。

この通報アプリ、STOP it は 2014 年にアメリカで開発をされたスマートフォン用のアプリであります。いじめを目撃した生徒や被害者が匿名で報告、相談できるのが特徴で、文章や写真、画像などを送り、匿名のまま送信先とやりとりができます。送信した情報は、教育委員会に送られ、内容に応じて各中学校や各種関係機関と連携した上で対応いたします。報告、相談は 24 時間態勢ですが、対応する時間は原則午前 9 時から午後 5 時となっております。ただ、緊急時は、このアプリに登録されている 24 時間子ども SOS ダイヤルなどに直接電話ができる仕組みとなっております。

また、このアプリは、スマートフォンだけではなくてパソコンでの利用も可能になりまして、緊急時にはこのアプリ内に表示された相談窓口の電話番号表示につなげることもできるようになっております。

この販売元のストップイットジャパンによりますと、アメリカで約 6 千校の 332 万人が利用しております。実際にいじめの減少が報告をされているようです。取手市の教育委員会は現在、学校でのいじめについて、未然防止そして早期発見、早期対応を目指して取り組んでおり、アプリの導入にあわせて脱いじめ傍観者教育と題した授業を行い、このアプリの使い方にとどまらず、一人一人が傍観者にならないための教育をしているということです。

先行して導入している柏市においては、確実に導入の効果が出ているという評価もされているようであります。ぜひ、本町においても、こういったものを導入をしていただいて、いじめが大きくなる前、先ほど教育長からもありましたが、芽の段階から摘めるように、また芽になる前から摘めるぐらいの、そういった態勢で取り組んでいただきたい。将来のある子供たちを、先ほどの質問で言えば、取り残さない、全ての子供たちが可能性を発揮できる、伸び伸びと学

校生活を送れるように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。
以上を踏まえまして、このいじめを通報できるこのアプリの導入について、お考えをお伺いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。本年4月1日から設置いたします教育研究所の取り組みの1つでございます不登校対策とは、私どもとしましては、生徒指導上の今日的課題であります不登校、いじめ、暴力行為の改善というふうに位置づけをしております。御指摘のアプリについても、その不登校対策に取り組む中の1つとして、いじめ防止への1つとしても研究していきたいと考えております。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

その研究というのは、前向きなのか、どういった、検討、導入に向けて研究をするのか、まずはどういったものかを知るための研究なのか、それをお答えをいただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

研究所で取り組みますので研究という表現を使わせていただきました。研究をするということは、当然、こういったものの内容を踏まえ、導入したときのメリットを含めて、導入に向けての研究というふうに捉えております。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

わかりました。まだ教育研究所が立ち上がっておりませんので、その立ち位置自体が私には少しわかりませんが、教育研究所で研究をしてくれるでしょうけど、旗振り、私は教育委員会であり、実際は学校だと思います。佐川町の教育を考えるということなのではないかなと、研究所は。研究所自体の性格であるとか、そういうものがまだ具体的に入ってきてないのではっきり言えませんが、研究所に任せるのではなくて、しっかりと研究所でそういったものを研究していただいて、教育委員会として判断をしていただくという姿勢で取り組んでいただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

冒頭にも申し上げましたが、今のお聞きしましたこのアプリ、これは今、導入が始まったものでございますが、全国の自治体でこのアプリよりさらに導入の具体化が大きく動いているのが、このSNSの中でもLINEを使ったいじめの相談であります。

このLINEによるいじめ、自殺相談の事例を踏まえて言えることは、電話に比べて気軽に相談をしやすい、それから圧倒的に相談件数が増えている、啓発動画の一斉配信など、紙媒体に比べて低コストで効果的に注意を喚起できる、などであります。

国においても、安倍総理はこのSNS相談の強化を明言をしております。2017年度の補正予算と18年度の予算案を合わせて2億5千万円の予算額、これは件数が限られておりますけれども、1カ所が上限1千万円で、全国約25カ所分が計上をされる予定であります。文科省は、このLINEによるSNS相談を全国的に広げたいということを目指しているようです。

こういった点についても、ぜひ導入検討を進めていただきたいと思います。と思いますが、多分、先ほどのお答えだと、研究所で研究をするというお答えが返ってくるのではないかと思います。具体的に通告しておりませんでした。現時点でお答えできる範囲でお答えをいただければと思います。

教育長（川井正一君）

教育研究所を設立して、今後、佐川町のさまざまな教育課題の解決に向けた研究、それが、研究したものが、学校へおりにって、学校の実践につながる、そういう流れで研究していくわけなんです。今まで、私ども教育委員会事務局の取り組みでは、なかなかそういった面での取り組みは十分ではなかった。そういった点を踏まえて、まず教育研究所でしっかりさまざまな課題について研究していただき、それをさらに校長会で揉んでいただき、校長を通じて各学校現場へ、また浸透して取り組んでいくというそういう流れを基本的に考えております。

したがって、いじめのアプリ、LINEへの対応等々も含めまして、そういった流れの中でしっかりといじめ全般の防止対策の1つとして研究して、それが学校現場へおりにていく、そういう流れをつくっていききたいというふうに考えております。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

少し申し上げたいことはあるんですが、あえて言わずにおきます。大事なことは、学校におけるそのいじめの芽を摘んでいくということ。ぜひ、主体者として検討していただきたいと思います。行政も含めて、所管は教育委員会ですけれども。学校にとって、現場にとって、これ

がいいものなのかどうなのか、そういう、できれば、思いという部分を示していただく答弁をいただきたいというふうに思いますので、ぜひ研究をしていただくということです、前向きに取り組んでいただければというふうに思います。

それでは、3点目の質問に移ります。

子育て支援策についてお伺いをいたします。

今回通告しておりますこのメールを活用した産前産後ケア、それから、またアプリが続きますが、子育てアプリ、祖父母手帳、これにつきましては28年の12月定例会におきましてお聞きをしております。その時点で、担当課長からは、29年度、今ですね、この本年度の中で、佐川町のホームページから入れるように子育て専用サイトをつくり、情報発信をしていくので、まずはそれに組み込んでいきたいと。やれることからやっていきたい、やっていきますといった答弁をいただいております。

まずは専用サイトをつくって、それを運営していく中で、個別については研究をしていきたいという趣旨であったと思います。そういったことから、この専用のサイトがいつできるんだろうかと、時折ホームページをのぞいては首を長くして待っておりましたが、なかなかできない、29年度の予算には入っておりますから、つくらないはずはないというふうに思っておりましたが、いよいよこの3月定例会まで来てしまいましたので、今回、再度通告をさせていただきました。

そこでまず、お伺いをいたしますが、この子育て専用サイトは開設を今年度中にされるのか、されないのか。されるとするのであれば、その内容についてお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えします。子育てサイトの件ですが、子育てサイトにつきましては、平成29年度に予算化をしております。導入についてはですね、若干遅れていますが、3月末までにですね専用サイトを立ち上げるようにしています。遅れた原因としてはですね、子育て支援包括センターをですね、平成30年度に設置するということで支援体制や今後の子育て情報の発信方法等を検討していたことからですね、平成29年度末の導入になるということになりました。平成30年4月からですね、健康福祉課の新年度の情報を再入力してですね、稼働するように予定をしてお

ります。

子育てサイトのほうの内容なんですが、現在、佐川町のホームページにですね、バナーを張って、そこからサイトのほうへ入っていくこととあわせてスマートフォンのアプリも対応するようにしております。

現在の佐川町のほうのホームページにおいても、記事としては子育てや保育に関する分は掲載してるんですが、情報が1つ1つ見えていくような感じになってますが、もう1回戻るといようなことになります。そういったことのないようにですね、1つのサイトの中でですね、リンクを張ってですね、子育てに特化したものの項目の中から必要なものにリンクして所要なところをクリックするだけで情報が見えるというようにしていきたいと思っています。以上です。

9 番 (松浦隆起君)

わかりました。本来は、この当初予算で可決をされたものが、今の時期になるというのは少し考えなければいけないのではないかなと思います。この予算の執行率も含めて、その時期についても、先ほどおっしゃられたようにそれぞれ事情はあると思いますが、できるだけ早く執行していくと、これは今、課長がおっしゃられましたが健康福祉課だけではなくて、ほかの課でも何回か私も言わせていただいたことがあります。そういう視点は大事なことだと思いますので、よろしく願いをいたします。

昨年、その答弁をいただいた折に、この情報発信のためのサイトを立ち上げることと子育てアプリなどに取り組むこと、これは分けて考えていくべきではないかなというふうに感じておりました。が、正直なところ。ただ、職員の皆さんの、先ほども少しおっしゃられましたが、マンパワーでありますとかも限りがありますので、事業を重ねて立ち上げるということには大変さもあるだろうなど、そういうに思いまして、重ねて言うといやらしいですが、このサイトが立ち上がるのを待っていたというところでありました。

このサイトについては先ほど答弁いただきましたので、子育てアプリとこのメールを活用したもの、それから祖父母手帳についてお聞きをしたいと思います。

一昨日の土曜日に、かわせみにおきましてこのウッドスタートの宣言の調印式が行われ、それにあわせて子育てしやすい町宣言が堀

見町長より声高らかに行われました。この宣言につきましては、私も前町長の時代から何度か提案をしてきておりましたので、非常にうれしい思いでその場で聞いておりました。しかし、大事なものはこれからでありますので、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

その宣言の中にもありましたが、本町は、保育所等同時入所の保育料第2子の無料化、それからファミリーサポートセンター、病後児保育事業など、多くの施策を実施しております。この宣言の中では、27年度より、支援法が始まったころより多くの事業を実施しておりますというふうに書いておりますが、それ以前から今も続いているいろんな、ブックスタートでありますとか、いろんな施策を、本当に担当の方が一生懸命やっていただいた結果が今につながっているというふうに思っております。

今言いましたファミサポでありますとか、病後児保育、こういうものをハード面というふうに捉えるのであれば、情報発信や子育てに対する相談事業というのはソフト面と言えるのかもわかりません。このソフト面が子育て中の、特に、お母さんになる前、妊婦さんのとき、それから産まれて間もない時期には、大きな支援になります。

先ほど上げましたこの取り組みは、まさにこれに当たるものでありまして、一度御質問しておりますので詳しくは申し上げませんが、簡単に言いますと、このメールを活用した産前産後ケアは、NPO法人のきずなメール・プロジェクトというところと共同で行い、妊娠中の場合、胎内の赤ちゃんの発育の様子や食事などの生活面をアドバイスをし、出産後は、世話の仕方や予防接種など情報を提供します。そのほか、各自治体の子育て支援に関するイベント情報もメールで配信をするものであります。この子育てアプリも、スマートフォンなどを利用して子育てに役に立つ情報というものがさまざま得られるツールでございます。

祖父母手帳につきましては、おじいちゃんおばあちゃんが育児を応援をする、いわゆる孫育てという言葉もございますが、そのための必要な知識というものを伝える、昔と今では子育ての常識が変わっていることも数多くあるようでありますので、そういう手引き書になるものであります。これは前回質問した折に、県が何かしら発行するというお話もいただいておりましたが、その点も含めてどう

なっているのかお聞かせいただきたいと思います。

また、今回通告しておりますあわせて検討していただきたいのは、乳幼児が受ける予防接種の日程をスマートフォンなどで簡単に管理できる予防接種自動スケジューラーであります。この自動スケジューラーは、現在、約 110 カ所の区市町村で導入をされ、忘れずに予防接種を受けられるなど、好評を得ているものであります。

この予防接種の日程の管理につきましては、私も今まで何人かの方から、なかなか煩雑で抜かりがちになったりすると、役場からお知らせしてもらえような何かそういうものはないでしょうかという相談を受けておりました。ただ、何年か前でありましたので、まだこういうような仕組みでありますとかアプリでありますとかというものが、まだそんなになってないときでありましたので、なかなかそこまで役場の職員さんがお知らせするというのは、それは大変だろうなと思ひまして、余り積極的に役場の方に働きかけていなかったというのが現状であります。

この自動スケジューラーは種類が多く、回数もまばらな予防接種について、日程管理の簡素化を図り、しっかりと必要な接種をできるというものです。携帯電話やスマホなどから接続をし、子供さんの生年月日を登録をすると、自動で予防接種のスケジュールが作成をされ、接種日が近づくとメールで知らせてくれるほか、自治体の実施する乳幼児健診など子供の健康に関する情報も受け取れるものです。

こういったものも子育てしやすい町、そして子育てにつながるツールの1つになると思います。ぜひ、取り組んでいただければと思いますが、先ほど言いました3つの点、そして今の点含めてお考えをお伺いしたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えをします。メールを活用した産前産後のケアということですが、これにつきましては先ほどのサイトのほうにですね、専用のメールアドレスを設定して、メールで相談ができるようにすることですね、個別の対応とか早急な対応が可能となるというふうに考えております。

それから次にですね、祖父母手帳の件ですが、議員さんおっしゃったとおりですね、平成 28 年の 12 月議会で、高知県のほうが作成予定であるということで、それを利用するというような回答をさ

せていただいていたと思います。再度ですね、県のほうに確認をしたところですね、県としてはですね作成をしません、四国少子化対策発行のですね、孫となかよしというリーフレットを高知県のほうのホームページのほうに掲載しますので、それを活用していただきたいというのを回答いただきました。佐川町としてはですね、母子手帳の交付時とか、長寿大学や民生委員の研修時などで配布したいというふうに考えております。

それから3つ目はですね、予防接種の日程管理ということですが、佐川町ではですね、現在、出生数が年間約60人前後ということになっております。予防接種の勧奨についてはですね、出生の手続きのとき、赤ちゃんの訪問時、乳幼児前期及び後期の健診、その後の1歳6カ月健診、3歳児健診時と母子手帳を見ながらですね、未接種の予防接種の確認や数回にわたり接種しなければならないものについてはですね、丁寧に説明をさせていただいております。

また、かわせみのほうにおいてですね実施をしている乳幼児健診時においてもですね、小児科医から母子手帳の予防接種欄を保護者に見せて、予防接種時期について説明等、接種時期の記入を行っています。

佐川町ではですね、個別の接種記録を総合行政システムで一括管理をしており、問い合わせについて十分対応できる体制は整っているというふうには考えてます。が、今後ですね、子育て支援センターに来所するお母さんや乳幼児健診に来所する保護者等の生の声を聞く機会もございますので、保護者のほうからですね、行政のほうに対して画一的なアプリの導入の声ですね、また声があればですね検討したいというふうに考えています。以上です。

9番（松浦隆起君）

まずはそのメールについてですが、メールアドレスを表示をして、そこに相談をしてもらおうということですが、このメールを活用した提案している産前産後ケアは、相談をしていただくのではなくって、こちらから情報を配信するというものです、メールを使って。

メールアドレスへそこにいろんな声を届けるというのは、今でも役場の中に役場のメールアドレスがありますから、時折いろんな町民の方からメールで厳しい御意見、また、いい御意見等たまに届いているんじゃないかと思いますが、そういうものではなくて、子育てするときにはまた、例えば初めてのお子さんであったり、我が家

もそうでしたが、非常にいろんな意味で初体験のことばかりですから、この場合はどうなるのかな、こうなるのかな。それを、情報を一生懸命インターネットで検索したり人に聞いたり。その1つとして、例えば生後3カ月であれば、こういうことですよ、こういうことに気をつけてください、こうですよっていうのを、そういう情報をメールで配信を産前産後配信をして、少しでも不安を取り除く、子育てに寄与する、そういう目的のものでありますので、今、課長から答弁いただいたアドレスを表示してそこに相談していただいて対応するという待ちではなくて、こちらから発信するというものですので、あわせてもう一度答弁いただきたいと思います。

それから、祖父母手帳については、佐川町で育てる、かかわっておられる方、私も頻繁に保育所に行きますので、本当におじいちゃんおばあちゃんが毎日かかわっておられる。その佐川町の方にしっかりといろんな情報を知っていただく。また困ったときに佐川町のこういう施設がある、こういうところがあるという情報を、そういう方面、四国や県やというのであれば、そういう情報は載っていないと思うんですね。そういうものを載せてつくっていただきたい。前回もそれを申し上げましたが。

それからこの児童スケジュール欄についても、お母さんの声を聞いてということですので、ぜひ聞いていただきたいとは思いますが。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思っておりますので、再度、御答弁いただければと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。来年度、平成30年度にですね、平成32年から第2期子ども子育て支援事業計画というのを策定するようにしています。その中でですね、ニーズ調査というのをやるようになってます。こういったですね、ニーズ調査の中からですね、今後の支援についてもいろいろ出てくると思います。

先ほど議員さんがおっしゃったようにですね、メールのほうについては受け身ではない発信型をしてくださいということだと思います。今のところはそこまでは考えてなかったんですが、そういった要望があるとか、それから同じようにですね祖父母手帳についてもですね、今現在、町独自というのには考えてないんですが、そういったニーズ調査を踏まえてですね、今後、そういったことがあれば考えていきたい、取り組んでいきたいというに考えます。以上です。

9 番（松浦隆起君）

課長言われるように財源も限られてますから、何でもかんでもやるというわけにはいかない。町民の方の声もお聞きをして、ニーズも把握していくということも大事だと思います。

ただ、そういう調査だけでは見えてこない部分も必ずあるわけで、子育てをしやすい町というものをこれからスタートをさせていく中で、ある意味、行政から、こういうことも使ってください、こういうことでもサポートしますという姿勢も大事ではないかなと。声があるからやるのではなくて、その声のある意味、声になってない声もしっかり察知して行うという姿勢も、ぜひ示していただきたいと思いますので、よりよい返事がいただけるまで何回でもお聞きしますので、よろしくお聞きをしたいと思います。

次に、子育て世代包括支援センターについてお伺いをいたします。先ほど課長からもありましたし、町長からも行政報告でございました。30年度、新年度に設置されると。これまでこの支援センターについても何度とわたり提案をさせていただいておりまして、大変うれしく思っているところであります。

この子育て世代包括支援センター、いわゆる日本版ネウボラと、フィンランドから発祥しているものですが、このネウボラは、出産や子育てに関する相談など必要な支援をワンストップで受けられる施設であります。切れ目のない子育て支援の核となる施設であります。

そこでお伺いをいたしますが、この支援センターの設置の時期、また来年の3月とかになるとちょっと困るので、その時期、それから場所、それから今の時点で考えておられる支援の内容、多岐にわたると思いますが、まず、それをお聞かせをいただきたいと思えます。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。子育て世代包括支援センターについてはですね、平成30年4月より健康福祉課内で開所をします。一応、質問室のほうはですね、現在のですね、生活応援係のほうでですね、相席、座った職員がいるんですが、実際相談に来られた方はですね、別室というところが必要になるわけなんですけど、そこについてはですね、若干改修なんかの工事が必要ということで、4月当初には間に合いませんが、体制としてはですね、4月にやるようにします。部屋に

についてはですね、現在考えているのはですね職員の出入り口の東側になりますが、そちらのほうを改装してですね、そちらのほうで相談ができるようにしたいと思っております。

体制のほうにつきましては、母子保健コーディネーターに正職員の保健師を配置して、母子保健担当保健師とか障害保険担当保健師やその他母子及び児童にかかわる担当職員や子育て支援センターとですね、連携を図りながら業務を行ってまいります。

業務内容としましては、コーディネーターのほうがいいますので、コーディネーターのほうがですね、母子手帳を交付のときより妊婦アンケート等を通した丁寧な面接を行ってですね、その人に応じた支援プランを作成します。その後は、その方ですね、希望とかですね、状況に応じて必要な機関、連携部署との連絡調整を行って保護者の相談、子育て支援事業の情報提供、助言を行います。

佐川町ではですね、共働きの世帯が多くって、産休に入るまでコンタクトがとりづらいようなこともあります。妊娠期のかかわりが現在手薄になっているところも認識しています。今後につきましては、妊娠期から定期的な連絡やかかわり、また子育て支援センターとの連携を強化して、安心して子育てできるような関係づくりを実施してまいりたいと思っております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

かわせみ内に設置をされるということですが、できるだけ、そんなに頻繁に訪れないかもわかりませんが、行きやすい、そういう雰囲気の、開かれたそういう形で行っていただきたいと思えます。

この内容については、以前もお聞きをしたことがあります。例えば産後ケア事業でありますとか産婦健診でありますとか、さまざま妊娠期それから出産時、乳児の間の子育て期に、いろんな支援が必要とされますので、これについてはまた別の機会に詳しく、またお聞かせいただきたいというふうに思います。

今、ちらっと課長のほうからも、共働きが多くてなかなか接触する機会がないと、そう認識しておられるなら、なおさら、先ほどのメールとかアプリが必要ではないかなというに感じましたので、ぜひ、考えていただければと思います。

それでは次に、子供の医療費の助成に課せられているいわゆる、国はペナルティーとは呼んでませんが、自治体からいうと、このペナルティーについてお伺いをしたいと思えます。

自治体が独自に行うこの子供の医療費の助成、本町も今、中学生まで行っていますが。これに対して、あなたのところはお金があるんでしようという形で政府が科してきた罰則、ペナルティーが、2018年度から一部廃止されることになりました。2018年度予算案では、このペナルティーを一部廃止し、国保の減額調整措置を講じないことで生じる経費として国は56億円を計上をしております。これにより自治体にとっては、無理なく独自助成を続けられるようになるだけでなく、新たなこの分の財源が生まれるということになります。

この財源について厚生労働省は、子育てに無関係な事業ではなく、少子化対策に充てるように求めています。実際は国庫負担ですから、町民課の担当ですが、事業は健康福祉課ですので、このあたりの調整は必要だと思いますが。本町においても、この額の大小に関係なく、この額に合わせた子育て支援策の事業に充てていただきたいというふうに思っております。

例えば、その額によっては、先ほど、よりよい返事ではありませんでしたが、そんなにお金のかからない祖父母手帳でありますとか、アプリの立ち上げ費用でありますとか、そういうところに例えば充てるとか、ということで子育て支援、少子化に充てるということが求められております。

どれだけの額になるのか、それから健康福祉課としてその額に応じた、どういう事業に充てていくおつもりなのか、これをお聞かせをいただきたいと思っております。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。先ほど議員さんがおっしゃいました額ですが、これは子供医療費助成にかかる国民健康保険の減額調整措置の見直しによって生じる額ということになるんですが、これは町民課のほうから聞いている額は65万円というふうに聞いております。

この使途につきましては、健康福祉課のほうでですね、子育て支援というところの観点からですね、平成30年度から新規に実施をします事業に充てるように考えてます。

1つ目はですね、子育て世代包括支援センター事業費、これは166万3千円のうち、一般財源分がですね66万5千円です。2つ目はですね、不育症の治療費等助成事業です。これは全て一般財源ですが、90万円です。そして3つ目はですね、先ほど言いました子育て情報

サイトの運営費があるんですが、委託料があるんですが、それが一般財源として51万9千円ということで、この3つを足してですね、一般財源分が208万4千円になりますので、この中にですね、先ほど言った65万円をですね、充当という形で使わせていただくようにしております。以上です。

9番（松浦隆起君）

しっかりと少子化対策というか子育て支援策に充てていただけるということですが。これは、前から何度かお話しをしたり、職員さんともお話しをしたりすることがありますが。今の包括支援センターまた保育所、それ等は、このペナルティーの減額調整がなくても行う事業ですね。考え方だと思っただけですけども、どちらにしても、予算執行するつもりであったと。新たなそういう財源がきたときに、それを充当するのか、それを使って新たな取り組みの少しでもやろうとするのか、それは行政側の考え方だと思っただけですが。本町では割と、少しでもお金がかからないようにというのはわかりますけども、充当していく、いろんな国から、今までいろんな補助金でありますとか、そういう交付金でありますとか、来たときに、こういうランニングコストに充てるべきではないと思うものに、そういうものを充てる、本来は、新しいものを立ち上げてくださいという目的で国がやっていることでも、そういうことに使うということが、今までも、私の認識ではありました。

今、課長の答弁がいただきました内容でいくと、限られた財源の中ですから、間違っているとは言いませんが、ぜひ、今私が言いましたように、それを使って、本来ならやる予定でなかったものを使っていくという考え方もぜひ持っていただきたいと思いますが。

そのことだけ、答弁いただきたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

おっしゃるとおりです。来年度からですね、そういったところも考えてですね、取り組んでまいりたいと考えてますのでよろしくお願ひします。

9番（松浦隆起君）

おっしゃるとおりと言われたら、もう後聞けないので、なかなか上手に答弁されたと思いますが。ぜひ、その視点でお願いをしたいと思います。

最後に、先ほど子育てしやすい町宣言について触れましたが、こ

のことは言いかえれば、子育てしやすい町というものがいよいよスタートを切ったと言えると思います。ここからが大事でありまして、さらなる施策の充実とあわせて町内外に向けてしっかりと、このことを発信をしていく。

佐川町で子育てがしたい、今までも何人か個人的にそんな話をさせていただいて佐川町に結婚して移り住んでいただいた方も、私の知っている知り合いであります。そういう方がもっともっと増えるように、佐川町で子育てしたいって言っていただける方が増えるように、これからはそういう施策の充実とあわせて、どう発信をしていくのか、特に町内外、町外に向けて、佐川町の子育て施策を、どう発信していくのかというのが大事なことだと思いますが、最後、これについてお考えをお伺いしたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。まずはですね、子育て宣言をしたという中で、先ほども言いましたが、町のほうのホームページのほうでですね、サイトを立ち上げて、佐川町の子育て支援についてはですね、こういったことをやっているというところの周知、PRからですね、始めていきたいと思います。

また現在ですね、つくっています子育てのすこやかぶっくというのをつくってるんですが、そういったもの、見直しとかそういったものも含めてですね、今までやってきた事業の改善、洗い出し、そういったことをやってですね、そういったことができたなら、できたものからまた順次ですね、アップしてですねPRしてきたいというふうに考えてます。以上です。

9番（松浦隆起君）

最後と言いましたので答弁は求めませんが、例えば、これは町でも取り組んでいるところがありますが、例えば、ツイッターでありますとかフェイスブックでありますとか、例えば子育ての専用のサイトだけでなく、そういうフェイスブック等、SNSで発信をするとかかなり広がっていくと思います。

そういったこともぜひ検討させていただいて、ホームページは向こうから入らなければ、見てもらわなければ発信できない。紙も、見ていただかなければできない。だけど、SNSの場合は誰か1人がそれをいいねってしていただいて、自分の友だちに広げていただくと、それが自動的に配信をされて、自分のスマートフォンに、あ、

こんなことをやってるといのが、見ざるを得ない形できます。それをスルーするかどうかは本人ですけど。ですからぜひ、そういったことも検討の1つに入れていただきたいと思います。

先ほど言いましたこの子育ての宣言の中には、佐川町は町中に子供の笑顔があふれ、保護者が子育てに喜びを実感し、佐川町で子育てをしてよかったと言ってもらえるようにという言葉がありました。まさに、そういうその子育ての町、持続可能なまちづくりにさらに取り組んでいただきますことをお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、9番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、5番、坂本玲子君の発言を許します。

5番（坂本玲子君）

おはようございます。5番議員の坂本です。どうぞよろしく願いたいと思います。

まず1点目、会計年度任用制度についてお伺いします。

2017年5月地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月施行となっています。これは地方公務員の臨時・非常勤職員が約64万人と増加しており、それらの職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められていることから改正されたものです。大きな特徴は、会計年度任用職員には期末手当等の支給を可能にした点です。

想定される日程スケジュールとしましては、平成29年度内に実態を把握し、任用や勤務条件等の検討に着手し、職員団体との協議を経て、平成30年度には確定することが必要となると事務処理マニュアルには書かれています。また年度内に在籍する全ての臨時・非常勤職員の把握、適切な任用根拠、職名、職種、職務内容、任期、勤務時間、給付、空白期間の有無なども把握すると書いてあります。そ

の調査は既に行われたのかどうか、また佐川町において雇用している臨時・非常勤職員は何人いるのか。本庁のみでなく出先、教育委員会も含めてこの2点についてお答えいただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。今、御質問にありました調査についてでございますけれど、町独自の調査のほうは現在行われておりませんが、現在、県のほうより、今、坂本議員の御質問にあった項目に対します実態把握調査の依頼がきておりまして、現在その調査表のほうを作成中ということになっております。現在その項目についての調査を行っております。

続きまして、雇用している臨時・非常勤職員は何人か。本庁、出先、教育委員会も含むというような御質問についての回答ですけれど、現在の臨時的任用職員それと一般の非常勤職員、嘱託職員、それと特別非常勤職員ですけれど、臨時的任用職員が2月末の時点で、104人。一般非常勤職員、嘱託職員が10人、特別職の非常勤職員が34人の計148人ということになっております。

その内訳について説明をさせていただきますと、臨時的任用職員104人の内訳につきましては、28人が役場本庁舎で勤務をしております事務補助者ということになっております。また教育委員会のほうですけれど、こちらのほうは60人ということになっておりますけれど、主に小中学校を初め教育委員会が所管します各施設等での人数ということになっておりまして、この60名の中には短時間勤務の者も含まれております。

そのほかには保育所で16人ということになっております。また一般非常勤職員、嘱託職員のほうの10人の内容につきましては、栄養士、歯科衛生士、子育て支援センターの運営、あるいは要介護認定訪問調査員などという内容になっております。

最後になりますけれど、特別職の非常勤職員34人の内容につきましては、地域おこし協力隊員が25人と多数を占めております。そのほかには教育相談員、社会教育指導員、外国語指導助手、集落活動支援員という内容になっております。以上でございます。

5番（坂本玲子君）

国会のほうでもこのことについて、いろいろ論議されておりました、その答弁の中では、①臨時・非常勤職員は、地方行政の重要な担い手とし、いわゆる雇いどめを行うとか、処遇を引き下げるとい

ったことは改正法の趣旨に合わない。②常勤職員と同様の職が存在するということが明らかになった場合には、常勤職員や任期付職員の活用について検討することが必要だ。と述べています。これは、必要な人員は本来、正規職員として任用するということです。

マニュアルには、任用根拠の明確化、適正化を行うことを求めており、公務の運営においては任期の定めのない常勤職員、すなわち正規職員を中心とする原則を前提とすると書かれています。

人数を聞いてびっくりするほどの非常に多い臨時職員の数ですが、佐川町の定数条例で決まっている人員は、これほど雇わなくてはいけないのに、適正であるのかどうか。それを検討する時期にきているのではないかと思います。業務は毎年多くなっているのに、定数はずいぶん以前から変わっていません。その点を検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。確かに、先ほどのこちらの答弁の人数自体は多いというふうに感じております。平成 29 年の 3 月、昨年の 3 月に、平成 29 年度から平成 33 年度の 5 年間を計画期間といたします佐川町定員管理計画のほうを定めております。この定員管理計画におきましては、各所属におけます事務事業の増減等を反映するために、毎年、定員計画の見直しを行うということにされております。今の佐川町の定数等につきましては、その中で、財政面等も含めた上で検討していくということになろうというふうに考えております。

5 番（坂本玲子君）

しっかりと検討していただきたいと思いますが、例えば保育士についていえば、職員全体の 3 分の 1 しか正職員がないひどい状況が続いています。教育を大切に、子育てに力を入れると言っているにもかかわらずです。それについての保育士の数について、数っていか正職員の数についての見解をお聞きします。

健康福祉課長（田村秀明君）

坂本議員の御質問にお答えします。保育士の人数についてですが、佐川町内の私立保育所で、パート職員を除いた保育士の数は全体で 61 名。うち正規職員は 38 名で、正規職員の占める割合は 62.3%。公立保育所では全体で 20 名。うち正規職員は 6 名で、正規職員の占める割合は 30%となっています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

その 30%の数について、どのように思われますか。

健康福祉課長（田村秀明君）

私立とですね公立と比べたときにですね、私立より低い状態になっているということは認識しております。

5 番（坂本玲子君）

低いと認識していて、今後どうするかという辺もお答えいただきたいですし、それにそういう状況が続いていることについて、県からの指導はないですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。保育士の今後についてはですね、一般行政職である保育士の雇用について職員全体の定数との兼ね合いもありますので、また公立保育園の運営や保育士の必要な事業、例えば子育て支援センターなんかも含めてですね、全体の中でですね、検討しなくてはいけないというふうに考えてます。

それから県のほうの指導という話ですが、県のほうが実施します監査の中でですね、各年齢の担任について正規職員が配置されていないことについて口頭で指摘を受けています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

口頭で指導を受けているということは、各年齢の担任は正規職員にしろというふうな意味ですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

そうです。今、公立のほうでですね、県が言われているのは、12人がですね正職にならなくてはいけないということなんです、現在5人ということになってます。

保育士のですね配置についてはですね、佐川町役場全体の正規職員について、佐川町類似団体と比較しても少ない中で、全体として配置をしないとイケないという中でですね、少なくなっているということです。

5 番（坂本玲子君）

そういう状況がひどく長く続いていると。ぜひ、こういうことはですね、しっかりと見直しをして早期に雇用をしていただきたい。子供の教育っていうのは、保育が一番最初の段階であります。小さいほどそれが効果的でありますし、保育の質を向上させる上でもきちっとした文化の伝承をしていくことが大事です。30何年までと言

わずに、早く考えていただきたいと。

私は、保育以外は余り詳しくないのですが、保健師や看護師などの専門的な資格が必要な職種でもそういう状況がないか、そういうこともぜひ調べて改正法のための検討をする際に、きちっと検討をしていただきたいと願っています。

また、これから新たに条例を制定するに当たり、ぜひともしっかりと考慮していただきたい点、勤務条件等についてお聞きしたいと思います。

1つ目として、職員給については、常勤職員の勤務の初号給の給料月額を基礎として職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきものであると明記されています。

以前、臨時保育士の待遇改善についてお願いをしました。保育士は、同じ業務をしているにもかかわらず、賃金は抑えられ、経験を積んでいても変わりません。それはおかしいと主張をしました。まさに国はこのマニュアルでそれが、その主張が正しかったことを認めています。

本来、正規で雇っていただきたい。しかし、全員をなかなか正規で雇えない実情もあると思いますが、そういう臨時の保育士については「会計年度任用職員である保育士について、勤務経験などにより一層向上した能力を踏まえた職務を行うことを考慮し、給料額等を設定することが考えられますので、こうした考え方も踏まえ、適切に給料または報酬の決定をするよう、留意ください」と特別に書かれてあります。この点について、どう思われるか、お聞きします。

総務課長（麻田正志君）

会計年度の任用職員制度につきましては、昨年度、法律の改正が行われまして、平成 32 年の 4 月の 1 日から施行されるということになっております。この制度につきましては、非常に大きな制度改正であるというふうに考えております。来年の平成 30 年度に、この制度についての検討をすることを予定しております。そのため、予算のほうも平成 30 年度の予算に計上させていただいております。

御質問いただきました内容につきましては、その制度改正の趣旨も踏まえまして、この平成 30 年度の検討の中で協議していくことになるというふうに現在のところ考えております。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね、この趣旨をきちっと捉えて反映をできるようにして
いただきたいと。そういう検討をお願いをしておきます。

知事との意見交換会の中で、町長は、障害児福祉の改善・充実について発言をされています。福祉施設での働き方改革、処遇改善を通して人材確保という流れをつくっていきたいと、その質問に対して知事は答えています。障害児者はもちろんですが、保育所でも人材確保が難しい状況が続いています。今年度、民間等の処遇改善費が5,850万円増の予算となっています。では、公立の保育職員、臨時職員を含めた処遇改善はどうなっているのかお聞きします。

健康福祉課長（田村秀明君）

臨時のほうのですね、保育士の賃金というのはですね、平成27年度にですね若干上げまして、今現在ですね、8千円ということになっております。以上です。

5番（坂本玲子君）

正職はですね、給料表がありますけど、臨時職員さんは何年勤めても一定金額です。民間の処遇改善を考えるならば、公立の臨時さんも同様に考える必要があるのではないかと思います、いかがですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

保育士とかではなしにですね、例えばその健康福祉課の中では雇用されている資格職、管理栄養士であったりですね、介護支援員、専門員とかあるんですが、そういったところもですね、改善していくというならばですね、全て含めてですね、考えていかなくはないと思っています。

現在のところではですね、一律の金額というところで今やっております。

5番（坂本玲子君）

将来的には改善をしていく方向で検討をするということは、いかがですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。賃金のことになりますので、うちのほうでですね、また課内のほうで十分検討してですね、また総務課とか、また町長とか、話はしていきたいとは思っています。以上です。

5番（坂本玲子君）

ぜひですね、前向きに検討していただいて、本当に、雇いにくい

保育士あるいは介護士、いろんな職種があると思うんですが、そういう処遇を改善することによって、もっと雇いやすくなるんじゃないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2番目に、この改正には通勤手当、期末手当、退職手当などについても書かれていますが、これらの諸手当についてどう考えるのかお聞きします。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。先ほどいただきました御質問への回答と同じような内容になりますけれど、30年度に、この会計年度任用職員制度ということについて検討いたしますので、その中でこの御質問にありました各手当等につきましても制度改正の趣旨も踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

5番（坂本玲子君）

制度改正の趣旨を踏まえてということは、やる方向で考えるという意味ですか。

総務課長（麻田正志君）

制度改正の趣旨を踏まえてというのは、そのマニュアルに書いてありますように、そういう旨を、結局当然考えまして検討していくということではありますけれど、今この段階で、まだ検討していないこの段階でやりますというような回答はできませんので、趣旨も踏まえて検討はしていくというような答弁にさせていただいております。

5番（坂本玲子君）

ぜひ前向きに、趣旨を生かした改善をしていただきたいと思いますとお願ひをします。

3点目に、雇いどめ期間、退職手当、社会保険料等を負担しないようにするため、再度の任用の際、新たな任期との間に一定の期間、いわゆる空白期間を設けることは適切ではないとマニュアルには書かれています。以前の質問で保育士については、この空白期間は一定短くなったんですが、このマニュアルには一般の臨時職員にもこれが当てはまるということです。この点について、今後、どう考えるのか、この空白期間を置くのか置かないのか、をお聞きします。

総務課長（麻田正志君）

この御質問の内容につきましても、そのマニュアル等、法の制度の趣旨の中で、今坂本議員がおっしゃられるように適切ではないと

いうふうに書かれておりました。この趣旨等も含めまして、先ほどからの質問に対する回答と全く同じ答弁になりますけれど、この制度改正の趣旨も踏まえまして平成 30 年度の検討の中で協議していくということになります。現段階では、先ほど申しましたように、まだ検討自体がなされておられませんので、明確な答弁ができませんので御容赦いただきますようお願いいたします。

5 番（坂本玲子君）

ぜひ、いい検討をしていただきたいと思います。

公務の運営の原則を維持し、人員不足、過重労働の解消のため、職員定数の見直しをすること。空白期間は業務上の必要性ではなく、継続した任用と認められないため、任期のない常勤職員との区別を明確にするため、あるいは社会保障等の財政的負担を避けるため、などの理由がほとんどであることは、2016 年総務省の調査で明らかになっています。財政削減のための空白期間は置かないこと、労使間で真摯な協議をすること、この 3 点について、町長のお考えをお伺いします。

町長（堀見和道君）

御質問ありがとうございます。大変重たい問題だと受けとめております。私が町長に就任をしてから今 5 年目になりますが、この期間の間においても臨時職員さんの処遇の改善は行ってまいりました。行ってきたその状態でもまだ足りないという国のほうの見解だろうというふうに捉えております。

ただ総務省のほうはですね、それぞれの自治体、人口も減っている中で地方交付税も当然減らされてきております。定員をもっと削減をなささいという話もあります。その反面、仕事の量はたくさん増えております。住民の皆さんも役場に対して、あれも役場でやってくれないかなあ、これも役場で主体的にやってくれないかなあ、役場がもっと主体的に、能動的にやってくれたらいいよなあというリクエストもあります。

その中で、財政的なもの、あと役場には定員条例があります。このことも踏まえてですねトータルでどのような答えを出すのかわからないのは大変難しいなと思っておりますが、答えを出さざるを得ません。その中で、大きな見直しをしなければいけないということも出てくるかもしれません。もしかすると住民の皆さんに、この部分はやっぱり住民の皆さん、何とか主体的にお願いできませんかって

願いすることも出てくるかもしれません。

まさしく行政だけの問題ではなくてですね、チーム佐川で、町全体で考えなければいけないことだなあというふうに思っています。その中で、必要があれば定員も見直していかなければいけないというふうに考えております。

この問題につきましては、議会の皆さんと協議をさせていただいて、最終的には条例改正という手続きになりますので、しっかりと議員の皆様と協議をして合意を図りながら進めていかなければいけないなあというふうに思っております。意図的に、空白期間を設けるということはあってはならないというふうに思っております。また、労使の協議につきましては、これまでもしっかりと丁寧に協議をしてまいりましたので、丁寧な協議を行うというスタンスには変わりはありませんので、御理解をいただければと、そのように考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

今回の改正法は、考え方によってはチャンスでもあります。処遇改善に必要な財政措置について、国会では自治体の対応を調査し実態を踏まえて、必要な行政サービスを提供しながら安定的な財政運営が行っていけるよう、地方が自由に使える一般財源額を確保していくと答えています。

適正な雇用を促進できます。会計年度任用職員を利用して、臨時職員の固定化、正規職員の削減はあり得ないと思います。よりいい制度ができるよう労働組合としっかり話し合い、適正な人員を正規職員で確保し、同一労働同一賃金の原則を守り、適正な雇用を促進していただきたいと願ひまして、この質問を終わります。

2 番目の質問に入ります。

佐川町では集落活動センターを 4 地区につくり、そこであったかふれあいセンター事業をこの 4 月から実施します。

ところが佐川地区には集落活動センターはありません。前回の中村議員の質問に、佐川地区にはさまざまな施設があるので集活をつくるつもりはないというお答えになりました。集活をつくるつもりがなくても、あったかふれあいセンターはつくってほしいとの願ひで質問をいたします。

新婦人新聞に、健康格差社会についての記事がありました。同じ年齢層で比べたとき、最低所得者層、所得が 100 万円未満の方は、

最高所得者層、400万円以上の所得と比べて要介護者が5倍も多く、鬱状態は7倍も多くなっていると書かれていました。所得によって健康格差が明らかになっているのです。ところがその記事には、社会的つながりが多い人は、その所得にかかわらず、認知症の発症リスクが半減をしているとも書かれていました。人と人とのつながりをつくるのが健康づくりに大いに役立つことがデータできちんと明らかになりました。

あったかふれあいセンター事業は、地域のつながりを大切にし、集える場所を確保することで、いざというときには助け合える関係をつくる、困ったときには駆け込める。そんな理想を持ってつくられました。

実際、斗賀野地域では多くの方が集い、毎日交流ができています。それだけではなく、地域の配慮が必要な方の把握や、訪問も実施、また学習会も実施して、元気に生き生きと過ごせる地域になるようさまざまな事業の展開をしています。大きな特徴は、送り迎えがあることで、一人では外出できない方も参加できるということです。

私の知っているある方は、少し認知症の可能性が出てきた母親を送迎つきであったかで見えていただいた。認知も軽くなったように感じる。とても感謝していると言っていました。集い、会話することで、大いに刺激になりますし、認知症予防にもつながります。介護保険、国民健康保険を使い病院や施設に行くより、その手前で予防することこそが大いに意義があります。

ところが、一番人口の多い佐川地区にはあったかはありません。また地域の独自性から、つながりが最も薄い地域でもあります。もし、あったかができれば、健康福祉課や社協、民生委員の方々と連携し、ひとりぼっちの方を、外出ができない方を救えるのではないかと思うのです。

佐川地区では、夢まち協議会が町の有志によって立ち上げられ、社協の協力のもと、平日毎日午前10時から3時まで開放し、多くの町民の集いの場となっています。いつ行っても明るい声が聞こえ、人が集っています。

ところで、開所されてからもう1年以上たちましたが、その利用者数はどれくらいになっているのか、また活動状況はどうかをお聞きします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。まず、夢まちランドの利用状況です。夢まちランドのほうですが、これは佐川夢まち協議会といたしまして、佐川町地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画推進の組織、みんなで福祉のまちづくり委員会の佐川地区部会です。夢まちランドは、みんなが自由に使える佐川地区の住民拠点として、子供からお年寄りまで誰もが気軽に立ち寄れる場所、みんなで遊べる場所、自由に入出りできる場所、みんなが来たくなる場所になることを目指して、平成28年12月にオープンし、平日の9時から15時まで開所をしております。

平成28年12月開所から、これは夢まちのほうでですね、ちょっと資料をもらったんですが、集計できている分で平成29年8月末までのですね、開所後の9カ月間で191日開設して、延べ利用人数は3,886人。1日の平均利用は20.3人と、利用が多数となっています。この夢まちランドへの集いの運営も活動の1つであり、そのほかにですね、月1回の理事会、生き生き百歳体操、バザー、フリーマーケット、夏休み工作教室、食事会、かごづくり、餅つき大会等々、多岐にわたってですね、活動がされています。

スタッフについてはですね、全員がボランティア活動であり、運営やイベント、教室開催に苦慮はされていますが、地域の皆さんにとっては集える拠点というふうになっております。以上です。

5番（坂本玲子君）

1日約20人、本当に多くの方が集っています。課長も言われたように、しかしその運営は本当に大変で、当番をしている人たちが悲鳴を上げているのが実態です。このままでは、いつまで持つかかわからないという声をたびたび聞きます。毎日誰かが当番で常駐しなくてはいけないので、そのやりくりが大変なのです。

もし、あったかふれあいセンターができれば、そこに常駐する人が確保されます。送り迎えもできます。もちろん夢まち協議会の方たちも協力は惜しまないと思います。基本が整って、それにさらに住民の協力があるという体制にしていきたいと思うのです。

佐川町の地域福祉計画では、旧町村5地区にあったかをつくる計画があります。佐川地区にもあったかをつくるつもりがあるのかどうか、との考えをお聞きします。

健康福祉課長（田村秀明君）

あったかの導入について、行政のほうとしましても、佐川地区においてあったかふれあいセンターが必要であると考えています。また住民の皆さんからも佐川地区にあったかふれあいセンターとの声もあり、実際、佐川地区の住民のごく一部の方ではありますが、あったかふれあいセンターとかのを利用されている方もいることを存じ上げております。

あったかふれあいセンターの設置につきましては、尾川、斗賀野、黒岩、加茂と段階的に進んできましたが、佐川地区におけるあったかふれあいセンター導入においては誰が運営するかという点で、慎重かつ十分な検討が必要であるというふうに考えております。

佐川地区は、町全体の約半分の人口6千人の人口がいる中で、誰が運営するかということについては、いくつかの選択肢があると思われれます。例えば、地域共生社会のさらなる推進においては、障害児者、身体介護、認知症等について、専門的知識を持って対応することができ、さらに社会資源が必要な場合には、例えば障害児長期休暇支援事業など複数の事業を併用して実施することで、より柔軟なニーズに対応した制度のはざまを埋めることができる法人や事業所があったかふれあいセンターを運営することなどが考えられます。

そういったところで十分な検討をされてですね、必要があるというふうに考えてますので、あったかふれあいセンターの機能であります生活支援サービスの仕組みづくりやコーディネート、地域での支え合いの仕組みづくりなどを行うという点においては、佐川地区のあったかふれあいセンターは、町全体の状況を鑑みて仕組みづくりを行う必要があるものではないかというふうに考えてます。その点でもですね、今4つ目ができるんですが、4地区とはですね同様の運営形態ということではない、全体を考えてのですね、取り組みを考えなくてはいけないという部分では、慎重な検討が必要であるというふうに考えています。以上です。

5番（坂本玲子君）

非常に壮大な計画を立てておられるようですが、今後のそのつくるまでの計画の見通しはどのようになっていますか。

健康福祉課長（田村秀明君）

旧町村単位、小学校圏域での地域づくりという点では、地域福祉活動計画、これは住民と社協の計画になりますが、これにおいては

佐川町社協さんが軸となって長期的なビジョンを持って取り組んできました。町のほうはですね、担当事業を通して地域に入っていくためにですね、集落活動センターを設置せずですね、集落支援員の配置もない佐川地区については、これまで他の4地区に比べて積極的な関与が少なかったというふうに感じてます。

今回ですね、第3次地域アクションプランの策定を通じてですね、行政としても地域づくりそのものに取り組むことの必要性が明らかになってきましたので、今後においてはですね、チーム佐川推進課、健康福祉課が連携してですね、地域の皆さんと話し合い、佐川地区での地域づくりについて検討していきたいというふうに考えています。

5番（坂本玲子君）

本当に今の状況で、非常に運営が困難な状況が続いていると。これ、いつまでにつくりたいと、つくれるかつくれんかとはっきりじゃなくても、来年度中には立ち上げを目指して頑張りたいとか、そういうふうな計画はいかがでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

時間とか日を切っていつまでというのはこの場ではちょっと申し上げにくいんですが、先ほど言ったようにですね、佐川地区についてはですね、佐川町全体の半分の人口がおる中でですね、今までの4つのあったかとはやっぱりちょっと違うような質があると思います。

そういったところで、とりあえずその母体となる引き受ける受け皿ですね、そこはやっぱりしっかりしたところで継続性があるところではないとだめだと思いますので、これからそういったところも踏まえてですね、地域に入行って、どこが受け皿になってくれるのか、そういったところも含めてですね、検討していきたいというふうに考えてます。以上です。

5番（坂本玲子君）

ということはですね、しっかりした受け手があれば、すぐにでもできると。基本的にはあったかをつくる方向で検討を進めると。4地区よりもさらに充実した形でつくりたいと思っているという意味ですか。

町長（堀見和道君）

私のほうからお答えさせていただきます。4地区と、4地区より

もさらに充実してというお話ありましたが、まだ2地区しか開所できておりません。黒岩も加茂もこれからです。今既に開所している斗賀野も尾川も大変すばらしいあったかふれあいセンターの経営をしておりますので、さらにそれより充実してという考えは役場としては持っておりませんが、佐川地区にあったかふれあいセンターを、佐川地区にも必要だねという話は、もう3年、4年前からずつとしております。

その当時は、社会福祉協議会が佐川地区に関しては、範囲も広いので社協としてあったかふれあいセンターをやったほうがいいと。社協でやりたいという考えもありますというお話がありました。その中で、夢まちランドが、夢まち協議会という組織の立ち上げのもと、スタートをしております。

夢まち協議会が今、運営が大変だからってということに関しては、行政としてはですね、積極的にこれをしますあれをしますというのは、あったかふれあいセンターの取り組みとは違う観点で見ていかなければいけないというふうに思っております。

夢まちランドがあったかふれあいセンターになるかどうかは、まだわかっておりません。夢まち協議会のメンバーは、あったかふれあいセンターがどういう活動をしなければいけないかっていうのも把握してない中で議論はできないんです。

ですからこれから丁寧に協議をする中で、佐川地区のあったかふれあいセンターは誰が運営主体になって、どこでやるのか、どのような形態でやるのか、佐川には甲、乙、丙それぞれの地区もあります。佐川地区全体でやるのがいいのか、その辺は、これから丁寧に時間をかけながら検討していきたいと。佐川地区にもあったかふれあいセンターは欲しいね、つくりたいねという思いは町も持っています。社協でもそういう話もしています。ですから、余り慌てることなくですね、時間をかけながらゆっくりと考えていきたいと、そのように考えております。以上です。

5番（坂本玲子君）

もう3年も4年も前から、佐川地区にもあったかふれあいセンターが欲しいということはわかっていた。それがなかなか前へ話が進まない。私は、夢まち協議会がやればいいのかっていうことを言っているのではありません。佐川地区にもあったかをつくる意思があるかどうかっていうのは、あるということですよ。

町長（堀見和道君）

あるという意味で、社会福祉協議会のほうと話をさせていただいておりました。社協さんもいろいろ今後の事業の展望もありますし、あの場所の活用方法もありますし、急にすぐ、これでいくっていう結論が出せない事情もあります。ですから、丁寧に協議を重ねながらですね、どういう形がいいのかっていうのを決めていきたいというふうに思っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね、町がリーダーシップをとって社協とか夢まち協議会の方々と話し合いを進める、そういうことをすることによって、早期に佐川地区にできるのではないかとというふうに思っていますので、ぜひしっかりとリーダーシップをとっていただきたいと。

実は、この事業を取り込むことで、路線バスの運行方法にも変化ができてくるんじゃないかなあというふうに私は思っています。前回の松浦議員の質問では、デマンド方式も取り入れたバス運営を提言されていまして。私も最初から、家から家へのデマンドバスを提言してまいりました。今、路線バスの運行が始まったばかりですので、今しばらく様子を見なくてはいけないなあと感じているところですが、まさに、あったかの送迎サービスはそれを補うことができる切り札になるのではないかと思います。

そういう意味合いでも、全地区にあったかをつくることは意義があります。ぜひ積極的に佐川地区にもあったかふれあいセンター事業の早期の導入をお願いしたいと思います。

これで2問目の質問を終わります。

次、3問目に移ります。

プールのことについてです。佐川町民プールは、町民の心身の健全な発達、健康の増進等に寄与することを目的として、昭和63年から運営されています。その後、サウナも併設され、町民の子供からお年寄りまで大いに利用されています。最近では、プールは年間延べ約1万人、スイミングスクールには年間約2万3千人、サウナは延べ1万3千人の利用があると聞いております。子供たちには、スイミングの技術と楽しさを教えてくれていますし、お年寄りには集いの場とともに健康づくりにも大きく貢献してくれています。町の施設としては大いに活用されている施設と言えます。

ところがこの4月から指定管理者がかわることで、現在利用して

いる方々はさまざまなサービスが低下するのではないかという不安の声を何人もから聞きました。そこでお聞きします。現在やっている 65 歳以上の割引サービス等、プールの平日昼間無料とか、そのほかの日は半額とか、サウナ利用のシルバー割引、月決めシルバー料金、サウナ定期等はどうなるのか、変わるところはあるのかないのかお答えいただきたいと思います。

教育次長（片岡雄司君）

坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。坂本議員のおっしゃいますとおり来月 4 月 1 日からですね、プール・テニスコートの指定管理者が変わることとなっております。今議会にですね議案として上程をさせていただいております。

議員のおっしゃる指定管理者が変わってもサービスはどうなるかということに対しましては、基本的に指定管理者が変わりましても、現在実施をされております各種の利用料金の割引のうち、佐川町民プール管理運営に関する規則で定めております佐川町内で療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳を所持する方々や 65 歳以上で高知県健康長寿手帳を所持する方々へのサービスにつきましては従来どおり継続していくこととなっております。

また、サウナ風呂のシルバー割引とか定期割引などにつきましては、現在の指定管理者が自主的に行っております割引につきましては、継続できるように、次の指定管理者が決まりましたら協議していくこととしております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

町民プールは町民に欠かせない施設です。プールに来ている方ほとんどの方から話を聞きますと、スポーツ大会へ出るためとかという人はほとんどいなくて、ほとんどの人が自分の健康増進のために時間をやりくりして来ています。サウナに関しても、利用者のほとんどが高齢者ですし、あったかなどと同じように集うことでさまざまな病気の予防にもなっています。サービス低下が起こらないよう、また利用しやすい施設になるようさらなる努力をお願いいたします。

それで、佐川町の町民プール設置及び管理運営に関する条例の別表には、町の施策が反映されていないようなところがあります。そういう条例の整備もあわせてする必要があるのではないかと。その町の施策としてやっているシルバー割引とかそういうのを明記す

る必要があるのではないかと思います。その辺いかがでしょうか。
教育次長（片岡雄司君）

御質問にお答えをさせていただきます。条例等への明記につきまして、各種利用料金の割引等につきましては、佐川町民プール、先ほどもお答えさせていただきましたが、佐川町民プールの管理運営に関する規則のほうに明記をさせていただきます。

なおですね、指定管理者の自主事業につきましては、自主的にやっている事業ですので明記はしておりません。

5 番（坂本玲子君）

今の規則で十分ではないところもあるんじゃないかなと。そういうサウナの利用とか月額とか定期とか、そういうふうな部分も再度検討していただいて、ぜひ明記をしていただきたいと。その明記をすることによって、指定管理者がかわっても、何にも変わらないんだよというふうな安心感が町民には起こると思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

この指定管理者がかわることを機会としまして考えたことがあります。健康増進についてです。私は、教育委員会、健康福祉課、町民課が手を取り合ってともに考える必要があると思うのです。例えばさまざま、そういう利用料軽減とか健康パスポートや健診と連動させてはどうかと考えています。

プール利用者に健診を受けてもらえるように特典を考えてはどうか。プール利用者だけではなく、例えばさくらスポーツクラブ、体育会、文推協などの加入者にも健診を推進できるよう特典を考えてはどうかと思うのです。

ところで健康パスポートを取得している方の人数、さくらスポーツクラブ、体育会、文推協等に加入している人数、またその中で国保に加入している人数はどれくらいなのか、またその方たちの健診の受診率はどうかをお聞きします。

教育次長（片岡雄司君）

お答えをいたします。平成 30 年の 2 月 1 日現在の登録者数、教育委員会に関することなんですが、佐川町さくらスポーツクラブが 220 人、体育会の登録が 768 人、文化推進協議会 314 人となっております。このうちですね、国保加入者の数とか健診の受診率につきましては把握はできておりません。以上です。

健康福祉課長（田村秀明君）

高知家健康パスポートの発行者数の質問です。30年1月末現在においてですね、パスポートⅠのほうですが、Ⅰのほうが313人です。パスポートⅡの発行者がですね19人。合わせて332人です。国保の加入者とかですね、特定健診の受診率については、これは把握はできてません。個人情報の観点からですね、これについては難しくなっております。以上です。

5番（坂本玲子君）

把握をできてないということですが、個人情報を本当にどう使うかっていうのは難しいところではありますが、そういう調査もしながら、どこに力を入れていけば効果的になるか考えてほしいなと思っています。広報のお知らせや各家庭への手紙の郵送だけでは、これ以上の健診率の向上は望めないんじゃないかなと。各種クラブだけでなく、例えば、あったかが各地域にできますので、そこでの健診推進の話をするとか健診実施も、そこへ行っての健診をするということもあります。そういったミクロの手立てが必要だと思いますが、その辺についてはいかがですか。

町民課長（和田強君）

私のほうからお答えさせていただきます。特定健診対策につきましては、定期的に健康福祉課、高北病院、町民課のほうで検討会を開催しております。その中で、集落活動センターやあったかふれあいセンター、あるいはそれを運営している住民組織などに協力をお願いした勧奨方法についての提案というのも行っております。

ただ、現時点では、具体的な方法の決定にまでは至っておりませんが、来年度、実行できるように検討を進めていきたいと考えております。以上です。

5番（坂本玲子君）

ぜひ前向きに、いろんなことを進めていただきたいと思います。以前から健康づくりに対してはさまざまな提案をしてきました。県の健康パスポートについては、余り、私は取得をしているんですが、恩恵を感じたことがありません。佐川なりのポイント、特典等を実施してはどうかという提案もしました。28年9月議会で、ポイントの付与を町独自でという提案に、担当課長は、健康づくりにつながる取り組みについて、町独自の仕組みづくりも考えていきたいと答えています。

国保加入者の健診率も40%に届かず、今後の伸びも余り期待でき

ません。どういう努力をされているのか、どういう取り組みを今後されるのかについてお伺いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。佐川町のインセンティブ事業としまして、高知家健康パスポートにヘルシーポイントシールを20枚集めた方に対し、佐川スタンプ加盟店、これは恐竜カードが使えるところなんですけど、使用できる商品券もしくは佐川町内の集落活動センターで使用できるヘルシーポイント券を平成30年度に発行するようにしています。1人当たり商品券、ヘルシーポイント券の発行上限は年間4枚ということにしています。

ヘルシーポイントの付与につきましては、町民プール及びテニスコートの利用、さくらスポーツクラブの参加、町のセット健診、ウォーキング事業、歩数イベント等、引き続き付与し、他のイベントや各種大会の際にも付与できるように関係機関とですね連携していきたいというふうに考えています。以上です。

5番（坂本玲子君）

少し前進したようでうれしく思います。町職員の方々も本当に忙しくて、いろんな余裕がないのはよくわかりますが、一步を踏み出すことによって改善をしていくと。考えることは楽しいことですのでまた考えて実施して、成果が上がるとその喜びははかり知れません。そういう創造的な仕事をしていただきたいと思っています。

もう1点、別の角度から質問をします。

以前、28年6月議会の、プールの活用についての質問に対し、健康づくりや体力づくりの観点から有効な活用方法については、28年度に教育振興基本計画を策定し、29年度中に方針を見出したい。という答弁が教育長からありました。その計画はどうなっているのかお聞きします。

教育次長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。議員のおっしゃいます第2期佐川町教育振興基本計画につきましては、平成28年度に策定をしまして、社会教育の推進の中で、生涯スポーツ活動の充実につきましては、現状と課題また施策の方針を明記させていただいております。その施策につきましては、こういった施設、拠点施設の機能充実、町内の体育施設の適正な維持・管理に努め、町民のニーズに応じた施設の有効利用ができるよう施設の充実・活用を図ると明記をさせていた

だいております。

5 番（坂本玲子君）

それですね、具体的にそのプールの活用についてはどのようにお考えですか。

教育次長（片岡雄司君）

具体的な計画等はまだまだありませんが、健康づくりに資するトレーニングルーム的なものを整備し、プール・テニスコートとともにですね、子供から高齢者までが利用できるスポーツと健康づくりを融合した施設の機能を整備していきたいと考えております。また、こういう施設をつくるに当たっては、健康福祉課とも協議しながら、設置場所を含めまして考えていきたいというふうに考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

プールの敷地を見ますと、設置場所っていうのは大体どの辺を計画をしていますか。

教育次長（片岡雄司君）

いや、まだですね、具体的にどこの場所という計画はまだ全然立てておりません。来年度ですね、駐車場にはテニスコートを整備するようにはしております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

十分検討していただいて、早期に利用できるようになったらいいなと思っていますが、もう 1 点お聞きします。

更衣室のロッカーがさびていたり鍵がかからなかったりしています。床は、ロッカーのさびで汚くなっています。壁も汚くなっています。町は公共施設の長寿命化を掲げ、50 年も 60 年も使えるような計画を立てています。また耐震化を実施するなど、さまざまな計画も立てていますが、町民が気持ちよく利用するためには、その内装や設備も大切な要因になります。その視点が抜け落ちているのではないかなあとと思っています。何年かに 1 度はきちっと点検をし、汚くなってきたら内装の張り直しやロッカーの買い換えを行うなど長寿命化に見合った改善をしていく必要があると思いますが、その点についてお伺いします。

教育次長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。施設の利用者に気持ちよく使っていただくことは大変、本当に重要なことだと認識をしております。

冬場の寒さの対策としまして、去年度、空調機の整備を行ったところであります。更衣室のロッカーとかですね、内装関係の修繕につきましては、委員会としましては一定把握はしております。その中で、危険性とか優先順位を考えながらですね、適宜修繕をしていきたいと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

もう1点お聞きします。町はプールの天井工事をしまして空調の工事もしました。ところがその天井に黒いカビが生えてきています。プールは1年中湿気の多いことはわかりきっていることですので、そこにカビが生えるというのは、発注者の問題なのか、設計者の問題なのか、施工者の問題なのか、どうでしょうか。

問題がなぜ起こったのかきちっと調査をし、改善しないと、今後同じことが起こる可能性があります。また、カビをそのまま放置しては天井が真っ黒くなってしまう、と。カビがプールに落ちてきて、利用者の健康被害が広がっては大変です。問題の調査と状況の対策を早急にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

教育次長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。プールの天井改修工事につきましては、平成28年度に、空調機の整備とあわせまして実施をさせていただいております。この工事に係ります設計積算業務と施工の管理業務におきましては、建築設計事務所に委託をし、実施をさせていただいております。建築設計事務所は工事の進捗に応じまして、現場に出向いて施工業者との協議やチェックを行い、適切な施工管理に努めていただいておりますので、工事は適正に実施されたものと考えております。

また、プール両サイドのですね、天井の黒カビについても委員会のほうで一定に確認をさせていただいております。この天井に使用しました天井材につきましても、利用実績のあるものでありまして、天井専用部材につきましては、露結や腐食に強くですね、またスイングスクールのインストラクターの音がしっかり届くように音の反響を抑える効果があるものとなっております。

現在、カビの防止対策としましては、館内の開館時内の空調とか換気扇で対応しておりますが、今後はですね、空調換気扇による換気に加えまして、排煙窓を利用し空気の入替えを行うとともに定期的な専門業者による点検を行いまして、適切な管理に努めていき

たいと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

本当に詳細を調査して対策を考えると、今後このようなことが起きないように、ぜひ努力をしていただきたいし、今せっかく拡張をしてもですね、換気扇を回しよったら、ぬくめた空気を外へ出しゆうみたいなもので、非常に無駄になっておりますので。それからそのやっぱりカビのことについても、そういう材を使用したにもかかわらずそういうカビが生えるということが、私には納得がいておりませんが、今後きちっとやっていただきたいと思います。

そのいろんな工事がですね、耐震化の工事が今、各所で行われていますが、そのときに先ほど言いましたような長寿命化に伴う屋根の防水とか、トイレの洋式化とか、内装の点検なども同時にしていけば、経費も安くなるんじゃないかなあと。そしてそこを利用する方々の、閉館期間が少なくなって利用者の利便性も向上しますので、ぜひその辺も、いろんな工事をするときには考慮していただきたいと考えています。

その他について、国保税について少しお伺いします。

平成 30 年度より国保の制度が変わり、県が所管するようになりますが、具体的に変わるところは何なのかを教えてくださいたいと思います。

町民課長（和田強君）

お答えします。平成 30 年度より、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなります。医療費のために支払う保険給付の費用は全て県からの交付金で賄われるようになります。市町村は県全体の医療費に必要な額をもとに、各市町村の負担する金額として事業費納付金が提示され、その事業費納付金を賄うために国保税を賦課することとなります。

また、応能・応益割の標準賦課割合が廃止されたこともあり、保険税率案を算定する上での応能・応益割合を、県からの事業費納付金配分方法を用いることで、保険税の軽減措置のある応益の割合が増えますので、被保険者全体の保険税負担を少なくする提案が可能となっています。

また、医療費への保険給付については、先ほど申しあげましたように、県からの交付金を充てるということになっておりますので、年度内に急激な医療費の伸びがあった場合でも、年度途中の財政調

整基金の取り崩しによる対応等が必要なくなります。以上です。

5 番（坂本玲子君）

以前より国保税の徴収方式で、4方式には問題があるんじゃないかと、3方式にすべきだと提案をしてきましたが、国保税の徴収方法はどうなるのか、お聞きします。

町民課長（和田強君）

改めてお答えします。平成 27 年度の保険税率改正の中では、保険税率を上げることとあわせて、所得割、資産割、均等割、平等割の賦課割合を地方税法に定められた標準的な割合に近づけるよう税率改正を行いました。

しかし今回は、制度改正により保険税を充てる平成 30 年度の事業費納付金の県から市町村への配分方法は、資産割が用いられていないことから、平成 30 年度国保税率案の算定に当たりましては、資産割を廃止することとし、本定例会へ税率の改正案を提案させていただいております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

その応益割が今回増えることになるわけですがけれども、急激に国保税が高くなる世帯はないでしょうか。その世帯人数が多い家庭では、均等割の上昇でかなり高くなる可能性があります。そこで、保険税が急騰し、困るような世帯は出てこないのか、お聞きします。

町民課長（和田強君）

お答えします。被保険者一人一人にかかる均等割と、世帯ごとにかかる平等割で構成されています。応益割合については、被保険者の所得に応じて保険税の軽減制度がありまして、軽減相当額は、町一般会計から補填され、必要額が賄われるようになっています。そのため、応益割の割合を増やすと、被保険者に賦課する保険税総額を少なくすることができます。

平成 30 年度保険税率案を算定する上での賦課割合は、事業費納付金の配分に用いられた賦課割合としましたので、平成 29 年度までの標準割合である応能割対応益割が 50 対 50 でしたが、それを変更して応能割が少なく応益割が多くなっており、それに基づいた提案をさせていただいております。

本定例会に提案させていただきました税率案は、資産割を廃止し、その分、被保険者一人一人にかかる均等割が増えた状態となっています。しかし、均等割は、一般会計から先ほど申し上げましたよう

に一般会計からの最大7割の軽減補填があるため、資産割相当額を均等割でそのまま賄うわけではありません。

そのため一世帯当たりの平均保険税額は減っております。個々の世帯で見れば、保険税額の増減はありますが、前回、保険税率を上げる必要があった平成27年度税率改正と比較しても、保険税額が急激に増える世帯はないものとして提案させていただいております。以上です。

5番（坂本玲子君）

厚労省はですね、標準保険料率は保険料算定の参考にはなるが、実際に賦課、徴収するのは市町村として、30年度に関しては、被保険者一人一人が受け入れられる保険料という観点から、法定外繰り入れのほか、財政調整基金の取り壊し額や保険料の算定方式、応能・応益割合、保険料の賦課限度額、個別の保険料減免などについて財政責任の一端を担う市町村の立場で激変を生じさせない配慮を求めると言っています。

課長が大丈夫だと言ったんですが、国保税を変更した際、保険税が高過ぎて払えない世帯があった場合には、それを改善するような施策を実施するかどうか、考えるのかどうかをお答えいただきたい。

町民課長（和田強君）

お答えします。高知県の国民健康保険運営方針というのがございまして、こちらのほうで、決算補填等目的の法定外繰り入れを解消することとしております。保険税の負担軽減を目的とする一般会計からの繰り入れは、決算補填等目的と判断されますので、これを行うということは考えておりません。以上です。

5番（坂本玲子君）

県内ではですね、地単事業分以上に、法定外繰り入れを行っている市町村が34市町村中14もあります。44%の市町村が保険税の軽減等のために繰り入れを行っています。佐川町でも町単独で施策をつくり、例えば多子世帯等の保険税の軽減をぜひ考えるような施策づくりをしていただきたいとお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（永田耕朗君）

以上で、5番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで1時15分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 42 分
再開 午後 1 時 15 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、1 番、橋元陽一君の発言を許します。

1 番（橋元陽一君）

1 番議員橋元陽一です。どうぞよろしくお願ひいたします。最初に、質問通告書の語句の訂正をさせていただきたいと思ひます。第 1 質問項目の、産業廃棄物の新たな管理型最終処分場施設誘致についてと書きましたが、それを選定に直してください。その同じ項目の要旨②のところの日高リサイクルセンターと書いてますが、これは日高エコサイクルセンターでございます。お手数をおかけしますが、訂正をよろしくお願ひいたします。

私は、昨年 12 月議会で初めて質問に立ち、非核三原則宣言のまち、平和首長会議に加盟している町議会の議員の 1 人として安心安全な平和なまちづくりを活動の根幹に据えるということを表明いたしました。その原点となる憲法の問題について少し触れておきます。

憲法は第 99 条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と立法、司法、行政を預かる者に憲法を守ることを義務づけております。憲法を擁護する義務を負う立場にある安倍首相が、今、官邸主導で憲法 9 条の中に新たに 3 項目に自衛隊を書き込んで改憲しようとしておりますが、これは憲法に反する行為でございます。

ローマ法以来、新法は旧法を改廃することが法の格言とされてきております。安倍首相は、書き込むだけでこれまでの解釈は変わらないと言いながら、第 9 条の 1 項、2 項を空文化し、書き込んだ 3 項を憲法解釈の基準にしようとしています。こうした国民をないがしろにすることを認めることはできません。

また現憲法は、第 12 条で主権者国民に対して、この憲法が保障する自由と権利は、国民の不断の努力によって保持しなければならないとうたっています。憲法を変えるのではなく、戦後 70 年間、現憲法にうたわれている平和人権民主主義を真に実現する政府になってほ

しいという願い、そして一人一人が大切にされていると実感し、佐川に住んでよかったと声広がるまちづくりに向けて、安心・安全のまちづくりを目指し平和を願う皆さんと一緒に、憲法を守り生かせる声を上げ続けていくことを新たに表明しておきたいと思えます。

この思いが第5次佐川町総合計画の基軸である幸せなまちづくりの中に生かされていくことを願ひまして質問に入ります。

質問項目1番目、産業廃棄物の新たな管理型最終処分場施設選定について、質問をしていきます。

2017年6月に立ち上げられた県の選定委員会は、最初に104カ所と公募1カ所を含め105カ所の候補地を挙げ、約8カ月間の机上での選定作業を経て2018年2月1日の第6回の会議で最終的に、香南市、須崎市、佐川町の3カ所を決定して、その日に記者会見を開いて公表いたしました。そしてその県担当者から2月7日には町長が説明を受けられ、2月19日には町長も同席された全員協議会で、全議員が新たな管理型最終処分場候補地選定委員会の審議概要について1回目の説明を受けました。県の説明を受けた現段階で、佐川町として、産業廃棄物の新たな管理型最終処分場のあり方を、これからどのように捉えていくのか概略的な質問をしていきたいと思えます。

そして、私たちの生活を支える産業から排出される廃棄物全てを県内でリサイクルできない現時点において、その最終処分場を県内に設置する必要があることを認識していることもつけ加えておきます。

1番目の質問ですが、第5次総合計画の構想から、施設のあり方について、町長に質問してまいります。

町長は、12月議会に続きまして3月議会の行政報告でも第5次総合計画の教育分野で3つのしよく育教育にかかわり、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダSDGsの3つの目標を重ねて、食事の食、植物の植、職業の職の3つの視点を大切にしたいと教育は持続可能で幸せな中山間地域のまちづくりを進める上で大切な教育だと表明されております。

第5次総合計画は2025年までの10年間のまちづくりを描いたものです。その教育分野の施策5で、自然環境を大切にする意識の醸成、安全・安心分野の施策32で、南海トラフ地震に備えた町づくり

を方針として提起をされています。第5次総合計画を踏まえながら、今回、県が公表した今後の管理型最終処分場のあり方に関する基本構想の概要について、どのように捉えておいでるか、町長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。SDGsのときにも話をしましたが、経済と環境と社会とバランスよく発展をしていく、開発されていくということがとても大切だというふうに思っております。

この最終処分場、産業廃棄物の最終処分場につきましては、まだ候補地の3つに選ばれた段階ですので、まだ佐川町の総合計画とどう関連づけてという捉え方は、なかなかできておりません。ただ、県の全体構想につきましては、しっかりと現実を直視をして論理的に進められて、県の全体構想がつけられているとそのように感じしております。以上です。

1番（橋元陽一君）

私たちが利活用する生活物質は、人を含む生物が生存続けることができる地球環境を維持していく上で、リサイクル利用が原則だと思います。今後、リサイクル技術が発達をして、現在の埋め立て物質をリサイクルできる時が来ることを誰もが願っていることだと思っております。

この願いを受けとめ、持続可能な開発のための2030アジェンダの目標12には、2020年までに合意された国際的な枠組みに従い、ライフサイクルを通して、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を達成し、そして人の健康や環境への悪影響を最小化するために、大気、水及び土壌への化学物質の放出を大幅に削減するとうたっています。

現時点においても、一般廃棄物、産業廃棄物を最終的に管理する施設における安全性は、半永久的に担保されるものでなければならず、それを具体化するために最新の科学的知見を結集して最善の施策が講じられなければならないと捉えています。施設を県内に設置する責任を負う県に対して、またリサイクル法など法整備等の責任を担う政府に対して、こうした視点を求めていく姿勢を持たれているのか、求めていくとしたらどのような視点を持たれているのか、町長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。町が求めていかななくてもですね、国も県も当然、このSDGsの視点また管理をしていく上で、廃棄物を管理していく上で大事な視点、これ十分持ち合わせて、しっかりと国民、県民の幸せのために運営をしていってると思っております。また今後もしっかり、そういう視点で管理をされていくものと思っております。

ですから、国、県に、町としてですね、現時点では求めていく視点というのはないのではないかなあというふうに思っております。ただ、その行政に求める視点だけではなくてですね、国民一人一人、消費者の視点として、例えばリサイクルできないものはもう買わないとかですね、しっかりとリサイクルできるものしか買わないんだという消費者行動も、現在、起きてもおりますし、そういう視点も実は、国民側に求められる視点として、求められるといいますか、1つ大切な視点としてあるのではないかなあというふうに思います。

アメリカの会社ではありますけども、パタゴニアっていう会社がございます。アウトドアウェアをつくっている会社であります、大変素晴らしい会社であります。この会社は、環境に配慮した経営をすることを企業の責任として明確に打ち出しております。この企業の取り組みをですね、世界中のファン、消費者が応援をしております、パタゴニアの商品を買うファンが世界中にたくさんおります。

ですから、やはり人間が経済的に豊かで環境も豊かで、社会的にも相手を思いやる豊かなこの世界、社会をつくっていくためにはですね、行政と住民一人一人が大切にしている視点を共有しながらともに進めていくということが大切ではないかなあというふうに思っております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

大事な視点について、パタゴニアの例を挙げて答えていただきました。そこで、日高エコサイクルセンターの建設と、満杯になる経過や燃焼実証について質問していきたいと思っております。日高エコサイクルセンター建設のときは、安全性が担保されるかどうか、村民の皆さんが不安を抱きまして、建設に向け、村長のリコールそして村長選挙、議会の解散とそして議会の選挙、住民投票と、村民を二分

するような事態となりました。

そして、当初の予定地が変更されて現在の能津地区に建設されました。こうした経過を踏まえて、全国で初めての被覆型の管理型最終処分場として建設された日高エコサイクルセンターの建設経過について、町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。用地の選定、決定についてのプロセスについてはわかりませんが、村長のリコールですとか、村を二分するような事態になったという話は聞いております。いろいろ不安を感じる村民の方もいらっしゃるんだらうなあということを受けとめてですね、そういうふうにならないようにですね、しっかりと共有しながら進めていかないといけないんじゃないかなあというふうに捉えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ありがとうございます。そこで、日高エコサイクルセンターは、20年間で12万立米の埋め立て量を想定して設置されておりましたが、当初の埋め立て期間の予想を大幅に超えて、半分の10年で満杯になろうとしております。

こうした事態について、町長の考えを聞かせていただければと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私の考えというよりは、基本的には県発表の事実に基づいて説明をさせていただきますと、想定外の鉦滓の受け入れがあったということ。あと環境奨励によって、廃棄物の取り扱いが変更になって、エコサイクルセンターに入ってくる廃棄物があったということ。あと排出事業者の意向が十分把握できてなかった部分もあって、当初の見込みがずれてた部分があったというふうに説明を受けております。

想定外のこととか、不可避な事情もありますので、ある程度いたし方がない部分が多いかなというふうには受けとめております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

村民を二分するような、日高エコサイクルセンターの設置につきまして、やはり当初予定されたことと違うことがたびたび起こってきてるのかと思います。そしてそこで、必ず今後起きると想定され

ております南海トラフ巨大地震など、自然災害で日高並びに新たに建設されようとしている最終処分場に埋め立てられた廃棄物や化学物質が流出しないように最新の現代科学的知見を結集した対策が不可欠ではないかと思っています。

日高エコサイクルセンターでは、自然災害とはかかわりのないときであります。2016年の8月と9月に続けて、埋め立てた物質が燃焼する自体が起きております。幸いにも廃棄物が外に流出しなかったとの報告を受けておりますが、こうした事態につきまして、町長の考えがあればお聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。発煙事象については、あつてはならない事象だというふうに受けとめております。想定されている原因についても説明を受けました。まだはっきり断定はできてない状況であります。その対策については、県のほうで万全を期してやっている。鉦滓の受け入れについても、あと鉦滓の廃棄物の置き場所についてもですね、二度とこの発煙事象が起こらないということ。科学的に考えて対処されておりますので、この同じような事象はですね、もう二度と起こらないのではないかなというふうに思っております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

2月19日の全員協議会での県の説明会のときにも、今、町長お答えのように、燃焼した原因については、当時の説明では、埋め立てられた廃棄物の中の金属と、大雨による漏水による水との反応ではないかと推察してるけども、原因は特定できてないという答弁でございました。このように、最終処分において、こうした事態において、現在の科学的な知見で原因が特定できないということについて、町長、何か考えがあるでしょうか。

町長（堀見和道君）

専門家ではないので難しい、大変難しい質問ではあります。特定できない事象もあるんだなあというふうに捉えるしかございません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

こうした状況の中で、新しい管理型の最終処分場が県のほうで選定作業が進んでいるということ。踏まえながら、今回の3候補地の選定過程について少しお伺いしたいと思います。

香南市、須崎市、佐川町の3地域が候補地として8カ月間の検討を経て選定されております。これまで日高エコサイクルセンターに導入されております産業廃棄物の80%は、高知市内の業者が占めているとのことです。こうした事情を踏まえて、新たな最終処分場の選定については、できる限り高知市市内周辺により近い距離に建設するのが経済的にも、利便性からも適切ではないかと考えるのが一般的な捉え方になるかと思えます。

今回、なぜ、須崎、香南市、佐川町の3地域が候補地として選定されたのか、その検討経過について町長の考えがあればお聞かせいただければと思えます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。現在、尾崎知事が進めている県政につきましても、県土全体を考えて、県民の幸せ、県全体の幸せを、公平、公正に進めていこうという姿勢が、いろいろな場面で見られておりますし、県民の方には多く支持されているというふうに思っております。

今回の進め方におきましても、論理的に、公正に、公平に、科学的に、候補地の選定を進めております。最終的に、いろいろな諸条件から3地区に県のほうが選定をされた。途中、県からは途中経過の報告はありませんでしたが、最終の段になってですね、佐川町が候補地に残ったということで報告を受けました。選定過程も、後日説明を受けましたが、しっかりとした根拠に基づいて選定をされておりますので、この選定方法に関しては全く、私として異論はございません。以上です。

1番（橋元陽一君）

そうした県の選定過程を踏まえながら、佐川町として、今後この県の提起に対してどのような組織を立ち上げて検討されていくのか、現時点で町長の構想があれば、聞かせていただきたいと思えます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。特段、新しい組織を立ち上げるということは考えておりません。まず町民課が担当課、窓口となって事務を進めていきますが、大切なことはもちろん庁議の場で協議をして方向性を決めていくという過程を踏みますので、庁議の場で、最終的にはしっかりと協議をしていきたいと、そのように考えており

ます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

このことについては、もう少し後のほうでもう一度触れていきたいと思います。そこで、半永久的な管理型施設として、この安全性の判断基準について質問をしていきたいと思います。

日高エコサイクルセンターは、満杯に埋め立てられた後は、5年間、埋め立てた物質のガスの発生の有無、表面温度が安定したかどうかなどを確認をして、安全だと確認できたら、その後、屋根を撤去して上部を遮蔽をする、そしてその場所が管理型最終処分場の埋立地であったことを示す看板などを掲示をしていくということでした。

満杯に埋め立てられた後の処分場の半永久的な安全管理について、誰が、どんな責任を担うのか、2月19日の説明会の際には明確な回答がありませんでした。半永久的に、埋め立てられたままになるわけですので、こうした施設の安全管理、安全性の判断の責任のあり方について、町長の考えをお聞かせください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。専門家ではございませんので、軽々なことはなかなか言えませんが、しっかりと、国が法律に基づいて環境省もしっかりと分析、いろいろな科学的な根拠に基づいて廃棄物の処理の仕方を考えているはずです。

また公共の関与でしっかりと管理を進めていくということは、公共の立場、県、国、市町村、公共の立場がしっかりと責任を持って、後々の管理もしていくということにならざるを得ないというふうに解釈をしております。

いずれにしても、国も県もですね、しっかりと科学的根拠、法律に基づく根拠に基づいて、永遠にですね、永久にですね管理をしていくということ、その指針、方針を決めておりますので、私の考えでは特段問題はないものというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

改めて半永久的に管理していかなければいけない施設のあり方については、国や県にお任せしていただくだけでなく、やっぱり地元の住民の要望にも答えるような姿勢をぜひ、持っていただきたいというふうに思います。

そういうことにかかわりまして、今後この施設の選定問題にかかわりまして、先ほど、庁議のほうで最終的に検討していくということでしたけれども、選定された3つの候補地の自治体は検討を始め、地元住民との話し合いの場もですね、十分に設定していかなければならないというふうに思います。

選定された場所に近い地域、そして佐川町民全体に対して、庁議の中での議論ではなくて、そういう町民に対して説明をしていく構想が描かれているかどうか、町長の考えをお聞かせください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。自治体のほうで誘致をしているわけでもございませんし、誘致できるのかどうなのかという議論をしたこともありません。県のほうで3つの候補地を最終的に選定をした中で、今後、地元の住民の方々にしっかりと説明をしながら、地元の住民の方々にも理解を深めていただきながら、最終的には県が1カ所に選定をするという流れになっておりますので、町としては、県が最終的に決定をするまでの間、県と連携をとりながら町としての役割をしっかりと果たしていきたいと、そのように考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

リサイクル技術が未熟な時点で排出され続けています廃棄物や化学物質をコントロールしていくことが求められております。地域住民の命を守り、安心して暮らせる社会づくりと環境づくりは、経済効率優先、利益優先するような施策は絶対に認めるわけにはまいりません。

日本政府も参加し、国連で承認をされている持続可能な開発のために、アジェンダ 2030 が求めていることを誠実に受けとめて対応していくことを、さらに町長に対しても求めているというふうに思います。先ほどの答弁にもありました。

今後、この最終処分場の問題につきましては、継続的に議会内外でも議論されていく重大な問題になるかと思えます。今回選定された3つの自治体だけでなく、県内全市町村で受けとめていく手立てが求められているかと思えます。先ほどの尾崎知事の見解も添えられました。先に、選定ありきの対応ではなくて、住民の命や暮らしを守ることを最優先にして、誰がどのような責任を負うのかも明確にして、この問題に対応していただきたいというふうに思います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

1 番目の質問は以上にて終わりたいと思います。

次に、2 つ目の質問に入ります。

黒岩中学校の休校後の対応について質問してまいります。黒岩中学校がことし4月1日付で佐川中学校に統合されることについて、昨年の12月議会の教育長の答弁、そしてこの3月定例会での町政報告を踏まえまして、その進捗状況について質問をしていきます。

昨年11月17日、地元住民の皆さんに、そして同月22日に初めて黒岩中学校の生徒と教職員に、休校に伴う佐川中学校への通学変更について説明をされ、また12月27日には黒岩中学校PTAとの協議も行われております。そしてことしに入り、生徒同士の交流や保護者への説明会等が行われております。12月議会では、当時中学生や教職員からは特に要望等がその場では出されなかったもので、後から、どんなことについてもいいのでいつでも問い合わせたいよ、と伝えられたことも報告されております。

この間の取り組みの中で、黒岩中学校の休校措置にかかわって、中学生や保護者、地域住民、教職員など、黒岩地区やほかの町内の地域の方々から意見や不安の声、相談などの問い合わせがあったでしょうか。

あったとしたら、どんな声が寄せられ、その寄せられた声にどう対応されたのかをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。開会日の町長の行政報告におきまして、12月定例会以降の取り組みについて御報告させていただきました。保護者の皆さんとの協議の中でも、心配の声は通学方法に関するものでございました。スクールバスで行くんですか、あるいは黒岩地区から現在、路線バスが西佐川駅まで来、また西佐川駅からは文化センターまで路線バスも走っておりますので、そういったことを踏まえてのお話もありましたが、私どもは基本的にスクールバスで対応させていただきますというお話をさせていただきまして、皆さんは基本的に納得していただいたというふうに理解しております。

またこの間は、PTAとの協議そしてまた学校説明会等々さまざまなことをやってまいりましたが、特に、今後の課題になる、そういったものはなかったというふうに受けとめております。

やはり、今まであった学校から新たなところへ来る、そういった面のさまざまな不安を感じてらっしゃる、それは当然あるかと思っております。そういったことにつきましては、また3月中に黒岩小中学校PTAの皆さんと協議をするようにしておりますので、しっかりお声をお聞かせいただいで対応をしてみたいと考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

これまでの経過の中で特に問題はないということでしたけども、クラブ活動の合同練習とか、3学期に入って黒岩中の生徒と佐川中の生徒同士の交流の場も持たれているかと思えます。統合前に生徒同士のつながりを深める取り組みがこうして実施されてきた中で、生徒同士の中から、何か、先生に対して、あるいは親に対してとかです、何かこういう声が上がったとかいうことは、教育委員会として把握されてないかどうか確認させてください。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。佐川中学校で1月から2月にかけて交流授業あるいは部活動体験をしたわけですが、その際に、黒岩地区の子供たちから、非常に楽しかったというふうな声があったというのを報告を受けております。

また部活動、現在、黒岩中学校では、女子がバレーボール、男子がソフトボールということでやっておるんですが、4月に入って、もう早い段階から、部活動を一緒にできないか、そんなお話はあったと。大体、学校の入学式というのは4月の8日前後あるわけなんです、4月入ってすぐ、現在やっておる部活動を佐川中学校で黒岩中の生徒たちもできないか、そういったお話があったというのは聞いております。

基本的にそういったことを含めて、今後、保護者の皆さんと十分協議していきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

いじめの問題等の原因にもなるんじゃないかということも声が出る中での統合でした。ぜひこう、そういう子供たちの声に真摯に向き合う姿勢も、現場のほうにもぜひ生かしていただきたいというふうに思います。

そしてさっきの説明の中で、通学方法について不安を抱いている方、声が上がっているということでしたけども、佐川中学校への統

合にかかわりまして、現在の在校生の保護者の負担はゼロにするということでありました。在校生の制服や体操服など、今回、統合にかかわりまして必要な予算というのはどれくらいを要したのか、その財源をどのように確保されたのかをお聞かせいただければと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、黒岩中学校がこの4月から統合されることによって新たに生じる予算というもので、まず答弁をさせていただきます。

予算的にまず必要となりますのは、先ほどお話がございました制服代あるいは体操服代、そういったものを町が負担します。これは現在の黒岩中学校1、2年生の部分ですが。その経費として、今現在私どもとしては55万円必要であるというふうに考えております。

それから、スクールバスの運行経費、これが来年度予算案の中では、788万4千円を見込んでおります。それから遠隔地の生徒でございしますが、いわゆる四ツ白、二ツ野地区の子供さんが、なかなかスクールバスの運行ルートから外れておりますので、最寄りの西佐川駅まで出てきてもらうためのタクシーの借り上げ料、それを約50万円見込んでおります。

あと、若干手数料的なものを含めまして、来年度当初予算で今考えておりますのが1,488万7千円。そしてまた3月補正といたしましょうか、それで考えておりますのが、3月中に子供さんたちの制服代あるいは体操服を購入していただく必要がございますので、その経費が55万円程度、トータルで約1,545万5千円。これが新たに必要になる経費であるというふうに考えております。

一方、黒岩中学校の統合に伴いまして、黒岩中学校の管理運営経費が減少してまいります。今年度、黒岩中学校の管理運営経費のトータルが1,003万6千円でございます。来年度当初予算は、それを減額することの約687万8千円、これが減額見込みでございます。

来年度1年間は学校の備品等もございまして、機械警備を初め光熱水費、基本的な部分しっかり、私どもで負担する必要もございまして、また黒岩中学校が、現在、教育ソフトの5年間のリース契約をしております。それも引き続き、リース契約ですので来年度もお支払いしていく必要がございます。そのソフトはまたほかの学校で使っていただくようには考えておるんですが、そういった経費が約315

万8千円要りますので、1千万円のうち減になるのは687万8千円であると。そのように見込んでおります。

新たに要る経費が約1,500万を超える経費、一方減るのは687万8千円ですが、この中で交付税が一方、現在措置されております。この交付税は、学校統合後2年間は措置されるということになっております。その交付税の額が、これは本年度の普通交付税の基準財政需要額で試算しますと、今年度の黒岩中学校に措置されていた交付税の額が859万4千円というふうに聞いております。ですので、1,500万円を超える金額が新たに要って、一方700万弱の減額さらには交付税措置もまだ来年度される、そういったことを考えますと、財政的にこの学校統合によって厳しい状況になるということはないというふうに考えております。以上でございます。

それから、済みません。スクールバスの購入経費が抜かっております。スクールバスの購入経費が648万2千円を考えております。それを含めまして、先ほどの1,545万5千円です。ただこのスクールバスの購入経費648万2千円のうち2分の1が国の補助でございますので、1,545万5千円のうち320万円程度は国費が入ることになるかと思っております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

予算的な裏付けの中で学校統合が進むと思うんですが、今ありましたように2018年、2019年の交付税の減額はゼロということで、当面はしのげていくのかなというふうに思います。

この交付税の中で算定されている学校職員、いわゆる用務員さんの予算というのは宙に浮くという形になるのか、なんですけども、町内の学校職員数は定数で決められた数を減らすことなく他の小中学校に配置されるのかどうか、黒岩中学校に配置されていた学校職員の処遇について、あわせてお聞かせいただければと思います。

教育長（川井正一君）

2点御質問ございましたが、まず、現在黒岩中学校の用務員さんにつきましては、来年度、町内のほかの学校で雇用する方向で検討を進めております。

それから、学校用務員さんは各学校、基本的に1名ということでやっておりますので、黒岩中学校が統合ということになりますので、来年度の学校用務員さんは町全体で1名減になると、そのように考えております。

1 番（橋元陽一君）

統合によって学校用務員さんの数が減っていくということでございます。先ほども、統合後、黒岩からの通学する子供たちの保護者の負担軽減を図るということでもありました。その負担軽減をできるだけゼロにするということの予算の裏付けが必要になるかと思えます。6年後には、この交付税もゼロになるわけで、その後黒岩地区から通う子供たちの通学費等かかわって、保護者負担の軽減の財源はどのように確保されているのか、現段階で見通しがあれば、お聞かせいただければと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。学校統合後、来年度はスクールバスの購入経費とかいう特別なもの、あるいは制服代等特別なものがございますが、新たに必要となります恒常的な経費ですね、それは基本的にスクールバスの運行経費と、あるいはまた遠隔地の生徒さん用のタクシー借り上げ料であろうと思っております。

来年度予算で、その両方合わせて約 830 万円程度を見込んでおりますが、この額は今後 5～6 年たっても、そんなに増えるものではないのかなあとは思っております。

その財源をどのようにするのかということでございますが、まず 1 つは、黒岩中学校の現在約 1 千万あります管理運営費が大幅に減ってまいります。6 年後に交付税がゼロになるという時点のことを想定しますと、これはあくまでも想定でございますが、現在の黒岩中学校の学校施設は、今度どのような活用をするのかは地域の皆さんの御意見をお伺いしながら検討していくようになるんですが、それが一定利用されておるといふようなことを考えますと、私ども教育委員会としての管理経費というものは、現在の中学校の体育館が社会体育で使われるであろうと、その管理経費だけになっていくのではないかと。もう 100 万円以下のものに将来的にはなっていくと思います。そういう意味において、現在の 1 千万円が大幅に減ってくるということが 1 つございます。

それからもう 1 つはスクールバスの運行経費につきましては、普通交付税の措置がされることとなっております。これは、現時点での、あくまでも見込み額ということになるんですが、本年度普通交付税の基準財政需要額で試算しますと、600 万円程度の交付税措置がされるであろうというふうな見込みもございますので、今後、恒

常的に 800 万円を超える通学に要する経費に対して、黒岩中学校の管理運営金の減少と、普通交付税がスクールバスに対して措置される、その両方を考えますと財源的な裏付けというものは十分あるというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

財政的な見通しも、一定持てるということの答弁でございました。現在、その国の義務教育費、国庫負担交付金の算定基準の中に、学校用務員さんは、学校職員はカウントされていると思うんですが、それは間違いないでしょうか。

教育長（川井正一君）

普通交付税の基準財政需要額に参入されております。

1 番（橋元陽一君）

それは、先ほども言いましたように、じゃあ休校後にはその交付金そのものが現在の 9 から、9 なんですしょうが、数から 1 人減るという算定基準に移るかどうか、ちょっと教えてください。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。現在町内にある学校が、小学校 4 校と中学校 3 校でございます。それに対して国が交付税措置をしていただいております。交付税措置をする学校数が減ることになります。中学校が 2 校になって小学校が 4 校になる、これが交付税措置の対象ということでございますので、別に、用務員さんが減るからということではなくて、交付税措置される学校数が減ってくる。そのために、2 年後には、3 年後から段階的に交付税がだんだん減少していき、6 年後には現在の試算上では約 800 数十万円の交付税措置がなくなると、そういうことになってきます。別に、用務員さんの分が減るとかということではございません。学校に対する交付税措置がなくなっていくと、そういうことでございます。

1 番（橋元陽一君）

そしたら、定数条例にあります学校職員 9 という数字と、国の算定基準とはズレているという捉え方をしておいたらいいということになりますかね。

教育長（川井正一君）

佐川町職員定数条例に、現在、学校職員 9 名という定数が載っておりますが、これは昔は、私もかなり古いことで十分承知してない部分はあるんですが、例えば、大きな学校には用務員さんが 2 名ぐ

らいおいでた、そういったこともあったように聞いております。そういったことで、学校数より多い、いわゆる学校職員9名というふうになっていたというふうに思っております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

国からの義務教育への国庫負担の交付金の算定基準というのが、子供たちの教育を保障する教育条件整備の最低限の予算措置になってくるかと思えます。

今後、こうした中学校あるいは小学校の休校、統合等については、佐川町においても、抱えていかなければいけない重大な課題にもなってくるかと思えます。

12月議会で教育長は、統合を前提にした審議会とか協議会の設置は考えてないとの答弁でありました。一方、教育委員会として、子供たちに望ましい教育環境のあり方について、教育委員会の中では検討していくということも表明もされております。町内にある県立高校、佐川高校のあり方も同時に問われていくのかなというにも捉えております。ぜひ、佐川町に生まれ育ち、育っていく子供たちゼロ歳から18歳までの成長を見据えながら、佐川町の教育環境のあり方について、子供の声も含めて議論し検討していく場、機会を、ぜひ教育委員会主導で組織していただければなと思えますので、ぜひ御検討をお願いして、このことについては質問を終わりたいと思えます。

3つ目の教育費の保護者負担軽減について質問をさせていただきたいと思えます。

12月議会で、就学援助制度が利用しやすいように、どんな手立てをされているかを質問をしてまいりました。3年間の年度途中についても保護者に声をかけているということの回答でもありました。もう少し具体的に、その年度途中の声かけというのは現場のほうで、あるいは直接保護者のほうに対して、どんな対応をされているかをちょっとお聞きしたいと思えます。よろしく申し上げます。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。年度途中の声かけと申しますのは、学校でさまざまな教材費含めて、PTA会費であったり、集金をされておる実態がございます。そういった集金の部分において、支払いが、いわゆる納付が遅れがちな保護者がおいでた場合にですね、学校のほうが、経済的なことを含めて状況をお聞きして、そういう状況であれば、いわゆる就学援助制度もありますよと、そういうのを活用し

たらどうですかと、そういったことの声かけをさせていただいておる。それが年度途中での主な内容でございます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

済みません、その声かけを、誰が直接されているかということをお聞かせいただければと思います。

教育長（川井正一君）

就学援助事務を学校で実際にやっておりますのは、学校の事務職員が実際の受け付け、窓口を担当しております。就学援助の申請の書類は、その学校事務職員を通じて私ども教育委員会に上がってくるようになっております。

ただ、具体的に誰が声をかけたのか、そこまでちょっと承知しておりませんが、そういった日々の学校での集金でありますとか、そういうのは各クラスの担任がやっておりますので、担任を通じて事務職員がそういった状況を聞いて、それならばこういう制度もありますよというなお話をしているのではないかと。あくまでも類推でございますが、そのように感じております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

学校現場の中では、直接保護者に対してそういう声かけがなかなかしにくいという声も聞かせていただいています。ぜひ、この援助制度の活用状況がしっかり制度として生きるようにですね、そういう声かけの実情についても課題があるかと思しますので、ぜひ御検討いただければというふうに思います。

そこで、年度当初の適用されている世帯数、それから人数、年度途中で申請されている世帯数と人数、ぜひ、お構いなかったらこの数年間の状況を把握されているかと思しますので、お聞かせいただければというふうに思います。

教育長（川井正一君）

お答えさせていただきます。平成 27 年度から現在までの 3 年間の数字を申し上げさせていただきます。

まず、平成 27 年度ですが、当初認定が 80 人、世帯数で 53 でございます。そして途中認定が 14 名、世帯数で 10 でございます。トータルで、年度末の認定が 94 人、そして世帯数が 63 というようになっております。

それから平成 28 年度でございます。当初認定が 96 人、65 世帯。途中認定が 11 人、7 世帯。そして一方、途中の取り消しが 7 人、4

世帯ございます。この途中の取り消しと申しますのは、佐川町から転出したり、あるいは結婚されて経済状況がよくなったとか、そういったことが主でございますが、そういった途中取り消しの方が7人と4世帯ということで、最終的に年度末は認定者数が100人、そして世帯数が68世帯となっております。

本年度でございますが、この2月末ということになります、当初認定が96人、69世帯。途中認定が10人、6世帯。そして途中の取り消しが5人、3世帯。最終的な今現在は、まだ3月末まではいっておりませんが、2月末現在で認定者数が101人で、72世帯という状況でございます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

その申請数、途中含めてですね、町内の要保護家庭数と一致しているかどうかは把握されているかどうか確認させてください。

教育長（川井正一君）

就学援助は、いわゆる要保護世帯に該当しない経済的に厳しい方ということでやっております、要保護世帯児童数として私どもが把握しておりますのは、本年の2月末現在で、小学校、中学校合わせまして4世帯の6名であるというふうに聞いております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

要保護世帯とリンクをしてないということで。わかりました。12月議会でも、そうした経済的に厳しい家庭に対して支援の事実を求めていくというふうな答弁もいただいております。この就学援助制度の利用を必要とする世帯がどれだけあるかというのは、ちょっと現段階ではつかみようがないということでもいいのかどうか、ちょっと教えてください。

教育長（川井正一君）

どのような数字を、就学援助世帯というふうに捉えるかにもよろうかと思いますが、坂本議員さんから、保育所のいわゆる階層別の人数というもので、これは厳しいんじゃないかという御質問もいただいております。私どもも、健康福祉課から保育所の所得の階層別の人数を聞いております。それで、類推せよといえは類推できるんですが、もう1つは、やっぱり就学援助というのは、その世帯の収入をもって判断する部分もございますので、必ずしもそれで完全一致するというものではないというふうに思っております。

佐川町には、そういった経済的に厳しい家庭がたくさんいる。そ

のための就学援助制度であるという基本的な認識のもと、私どもは事務をとらさせていただいております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

どうしてこういうことを質問するかといいますと、現在、国会で生活保護基準引き下げによることが論議もされているところがございます。新聞赤旗日曜版、2月11日付で国会の審議の内容も紹介もされております。極めて深刻な状況に追い込まれている母子世帯の方々等の状況も報告もされているところがございます。政府は、一般低所得者世帯、所得が最も少ない層、10%の実質所得が下がり続けていることを理由に、生活保護の生活扶助基準、光熱費や食費などを含んで、そういうのを引き下げようとしております。今国会での厚労省の説明では、生活扶助費は、最大5%、平均で1.8%削減をされ、削減総額は210億円にも及ぶと。7割近くの生活保護利用世帯で、生活扶助基準が引き下げられていくことが明らかになっております。

この生活扶助基準の引き下げは、住民税、保育料、介護保険料、就学援助、最低賃金などに連動していき、広範な国民の生活に重大な影響を与えるものであります。生活扶助費が政府案のように引き下げられることによって、町内で就学援助制度を利用されている世帯にも重大な影響を与えることが懸念をされます。

現在、政府案で就学援助制度を利用されている世帯が、どのくらい影響を受けてくるのか、利用されている世帯で予測される事態をお聞かせいただければと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。現在のところ、その具体的な保護基準額が公表されておりませんので、その新基準がそのまま適用された場合に影響を受ける人数については、私どもは試算できない状況でございます。

ただ、前回、平成25年8月以降、同じように段階的に実施されました生活扶助基準の見直し、これ引き下げでございますが、さえ、国はできる限り影響が及ばないようにするということを基本的考え方としまして、平成25年度の当初に、要保護として就学援助を受けていた者については、引き続き国による補助対象とするような取り扱いもしてきております。

また、地方自治体に対しましても、この引き下げによって就学援

助が、影響を受けることがないようにという文書もいただいてきております。これは現在も毎年、そういう文書もいただいております。

そういったことも踏まえまして、佐川町においては、現在も、就学援助の認定につきましては、平成 25 年 8 月以降の見直しではなくて、生活扶助基準見直し前の基準で審査をしておる、そういう状況でございます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

本当に、所得の低い層での重大な影響を及ぼすことも予測されますので、ぜひ今お答えのような対象となる世帯についての配慮を、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

12 月議会で、教育長は、憲法が教育は無償とする見解について、1960 年の最高判例を取り上げられて、それを、授業料は徴収しない、これが無償だという見解も述べられております。ぜひ、財政負担のこともありますが、この教育は無償とする憲法の実現していくために、ぜひこう頑張ってもいただきたいというところでございます。

12 月議会では、こうした状況の中で、2019 年 10 月から消費税も 10%に引き上げられることが出ておりましたけども、この引き上げに対して、中止をしてほしいという意見書も出されておりました。この意見書は、教育厚生委員会で採択しないということで本議会に報告があり、賛否の討論で、意見書に賛成の討論を行いました。

討論では、町内の準要保護世帯は、子育て世帯が半数に及んでいること、先ほども町長の答弁にもありました。こうしたことにも触れて、消費税は所得の少ない世帯に、より重くのしかかってくる不公平な税制であること、目的税ではないこと、税金は応能負担が原則だということなどを訴えましたけども、議会では表決の結果、賛成少数で不採択となっております。

日本の教育予算が OECD 加盟国 35 カ国の中で、GDP の教育に対する教材費支出が最下位であることも紹介もさせていただきました。憲法がうたう教育は無償とする理念を具体化し、引き続き保護者の教育費負担軽減を少しでも実現していくために、このことについては質問を続けてまいりたいというふうに思います。

次に、4 つ目の質問に入っていきたいと思います。

木造住宅耐震化支援事業の進捗状況についてであります。12 月議会で、2016 年度に一部改正された佐川町木造耐震化改修促進計画の

資料の一部をいただきました。それによりますと、2008年佐川町税務課課税台帳調査により、住宅の耐震化の状況がまとめられています。10年前のデータですけれども、その時点で、町内住宅総数8,400戸で、いわゆる1981年度以前に建築された対象となる住宅が4,100戸あり、耐震化率がその時点で51%となっています。この2008年に策定された耐震改修促進計画の進捗状況を聞かせていただきたいと思えます。

産業建設課長（公文博章君）

橋元議員の質問にお答えいたします。今、佐川町のほうで計画ございますのは、佐川町耐震改修促進計画、先ほど議員が述べられました。平成20年3月、19年度に策定をしまして、おっしゃられましたとおり28年3月に一部改正をしております。

これの進み具合なんですけれども、今現在ですね、この事業につきまして、これまではその費用の自己負担のことでありますとか、それから防災意識が余り高まっていなかったということがありまして、工事件数が伸び悩んでおりました。目標値として設定をしておりました。このときに目標値として設定をしておりました90%というのには到達をしております。できておりません。

しかし、平成28年度に熊本地震が発生しまして、関心が高まりました。その結果、平成27年度までの8年間で耐震工事が45件でした。1年間平均して5～6件程度であったものが、この地震を境にですね、平成28年度は1年間で23件、今年度、29年度はさらに多く37件の実績が見込まれております。町内の住宅の耐震化については、近年、着実に右上がりに進んでいるというふうに考えております。

先ほど来、議員のほうが言われてましたこの佐川町耐震改修促進計画ですけれども、策定が、平成19年度なんですけれども、これは平成18年度、前年に県のほうで高知県耐震改修促進計画が策定されております。その翌年に町のほうで策定をしてるんですけれども、これに基づいて町のほうでも補助事業等を行ってございました。

しかしその平成23年の東日本大地震それから28年の熊本地震、これらを受けまして県のほうも第2期の計画を、昨年12月に策定をしております。佐川町におきまして、これらを踏まえまして平成30年度、来年度中に、佐川町耐震改修促進計画の全面的な見直しを行う予定でおります。

これらにつきましては、現行の計画で使用しております住宅の戸数等ですね、またその関係課のほうと連携をしまして数字の精査を行いまして耐震化の現状を十分把握した上で改定を行うこととします。

また、佐川町におきましては、県がこの2期のほうで新たな目標値として平成30年度末の耐震化率93%という目標を立てております。佐川町としましても、地震災害から尊い住民の命と財産を守るべく、住宅耐震化のさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

1番（橋元陽一君）

平成19年度の、という想定が90%目標達成ということでしたけれども、世帯実数は何世帯になるか、分母と分子を。

産業建設課長（公文博章君）

お答えをいたします。当時その平成19年度策定しておりましたその計画での分母になりますけれども、住宅の戸数としましては8,380戸でした。ただ、今の佐川町の世帯数を見ましても、6,100世帯程度だと思います。ですから、この当時の分母になる8,380というものは、多分その人が住んでいる住家以外の建物についてもカウントされているのではないかとということもありまして、これにつきましても、来年度、精査をしていきたいと考えております。

それから、分子のほうの耐震化が終わっている数なんですけれども、これは実際にカウントしてですね、この家とこの家で全部で何千戸というふうにカウントしているものではございません。

県のほうもですね、国のほうから出てますその数値に基づいて、今の耐震化率何%というふうな算出の仕方をしております。町のほうにおきましても、同じような考え方で、その耐震化率というものを今のところは定めておるようにしています。実際、その耐震化をした実績の数というものは当然、今まで積み上げてきておりますのでわかるんですけども、ただ、その昭和56年以前に建てられた建物も耐震化をされているものもあると思いますし、それからまたその建てかえですね、それ以前に耐震化のない建物も、当然その建てかえをされているおうちもどんどん出てきております。今、佐川町のほうに建築確認申請が年間30件程度上がってきております。これらにつきましても、耐震化されたおうちがそれだけ増えてきているということも言えると思います。

済みません、まだ今の時点では、適切な数字を持ってはいないんですけども、それにつきましても、来年度、精査をしていきたいと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

その計画の中、また見直しをされるということですけども、その 8,400 のうち半分が約、1981 年度以前の建物で対象になるというデータがその資料の中に示されていると思うんですけども、その 4,100 世帯が分母になるというわけでもないのかどうか、ちょっと、確認させてください。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。4,100、この 19 年度の計画の中にあります 4,100 戸というのは、昭和 56 年以前に建てられた建物の中で、耐震性のない建物ということで、上げさせてもらってます。

1 番（橋元陽一君）

それが分母になって耐震化の計画は立てられていくのではないかとということです。

産業建設課長（公文博章君）

失礼しました。分母はですね、佐川町内にある木造の住宅ですね。住宅が何戸あるのか、この時点では 8,380 戸を分母として考えておりました。ただ、世帯数が 6,100 程度ということも考えまして、もう少し少ないのではないかと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そしたら、その県や国の補助金の動向を直接こう、直結で受けながらの事業となります。しかし、住民の命を守ることに直結する事業でもあります。利用された方からは、30 万円を上限にしたリフォームも可能となっていて、自己負担も軽減され大変ありがたいという声も聞かせていただいています。

そしてこの事業、熊本地震の影響もあって、昨年度も補正予算を組み、今年度もさらに上積みをして工事が進められようとしております。この耐震化工事の、2017 年度で構わないと思うんですが、耐震化工事の申込数とその予算総額、そしてその中で認可された件数と耐震化工事の予算の総額、それぞれ、いくらぐらいになるのか聞かせていただければと思います。

産業建設課長（公文博章君）

済みません、予算につきましては、ちょっと今手元に数字を持ち

合わせていませんので、これについては後ほど説明をさせていただきます。

2017年度のその実績の件数ですか。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午後 2 時 25 分

再開 午後 2 時 26 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

産業建設課長（公文博章君）

済みません、橋元議員の御質問の今年度のその申込件数、それから予算、それに対します認可をされた件数につきまして、申しわけありません、ちょっと今手元に数字がございませんので、あわせて後ほど御説明をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

1 番（橋元陽一君）

よろしくお願ひします。そこで、こうした町内での木造住宅耐震化事業にかかわって、県の認可を持っている業者に限定されていくと思うんですけども、町内で、県に登録されているこの耐震化事業にかかわって、工事請負計画といいますか、設計から工事から含めてですね、町内にどれだけの業者があるのか、そして実際にそれを何社が請け負って事業をやっているかということ、耐震化事業にかかわって、町内の事業者の数、町外の数把握されていたら、聞かせていただきたいと思えます。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。地方公共団体が行います住宅耐震化支援事業、これらに参入をするためには、県制度要綱に基づきます登録耐震診断士、診断につきましては登録耐震診断士、設計につきましては登録設計事務所、それから耐震工事につきましては登録工務店として県に認定をされる必要がございます。

現在、町内に住所を有します県制度の登録事業者につきましては、平成 30 年 2 月末日時点におきまして、耐震の診断士が 5 名、それから耐震の設計、これが 4 業者、それから耐震の工事が 11 業者になっ

ております。

それで、今年度、今年度の事業の受け付け件数がですね、耐震診断につきましては44件ありまして、そのうち町内業者が29件、割合でいいますと66%。それから耐震設計につきましては、今年度の認可が35件ありまして、うち町内業者が12件でございます。割合で34%でございます。

耐震の工事につきましては、今年度受け付けましたのが37件。そのうち町内業者が15件でございます。割合で約41%となっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

その耐震化事業の大半で、同時にリフォーム事業もされているということも聞かせていただいているところです。このリフォーム事業にかかっては、先ほど言った県の登録というか、資格を持ってない業者についても、一緒に工事に参画できるのかどうか、そのシステムを教えてください。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時32分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

産業建設課長（公文博章君）

済みません、お答えいたします。今、その資格を持たれていない業者の方につきましては、今の制度でいきますと、耐震の工事等、公共団体が行いますこういう事業につきましては、参入することはできません。資格を取っていただいて登録をされる必要がございます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

地元での仕事づくりを支援をしていくという観点で、こうした耐震化工事、国や県の補助も受けながらの事業となっております。この住宅関連事業者への支援制度の実情については、もう少し詳しく調査もしていきたいと思いますが、第5次総合計画の産業と仕事の分野では、自伐型林業、農業、ものづくり商工業で一人一人が個性

を生かして生き生きと楽しく働ける雇用環境、ビジネス環境を整備すると方針を立てて、7つの施策が提起もされているところでございます。

これらの施策の中に、地元での仕事づくりの一環として、町内で仕事を続けておいでる住宅関連業者を支援したり、その後継者育成を支援する事業として、計画があるのかないのかお聞かせいただければと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えをいたします。橋元議員のおっしゃられる地元業者への支援制度という形で考えられますのは、直接業者にとということではないんですけども、関節的な支援にはなりますが、地元業者と契約をして施工する申請者の方への補助金のかさ上げ、制度でありますとか、補助の要件として契約そのものを地元業者に限定するとかということが考えられると思います。

例えば、佐川町のほうでは現在そのような制度は設けておりません。

近年、町民の住宅耐震化への関心が高まっておりまして、年々その申請件数が延びていることを踏まえまして、限られた財源の中で、今はその補助金のかさ上げのように、1件当たりの補助金をさらに増やすというのではなくて、まずは、今ある住宅リフォームの補助金をセットにした事業を進捗させていく。それで、耐震件数を伸ばして耐震化率の向上に勤める。そのこととでより多くの町民の命を守っていくことにつなげてきたいと今、考えているところでございます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

第5次総合計画では、教育、産業と仕事、結婚と出産・育児、観光振興と情報発信、健康と福祉、安全・安心、行財政の7つの分野に分けられてそれぞれ方針を立て、全体で45の施策が提供されているところです。一つ一つの町政のこれらの事業に対して、町民の皆さんの声が届き、町民参加の幸せなまちづくりが一步ずつ進んでいくよう、引き続き町民の皆様の声にしっかり耳を傾けていただきますようお願い申し上げます、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、1番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

10 分間休憩します。

休憩 午後 2 時 35 分

再開 午後 2 時 45 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの 1 番、橋元陽一君の一般質問の中で、文言の訂正の申し出があっておりますので。

1 番（橋元陽一君）

1 番議員の橋元でございます。先ほど、町長に答弁していただく中で、私が、最終処分場の選定という言葉が誘致ということに何回か使ったようでございます。議事録の段階で訂正させていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

引き続き、7 番、森正彦君の発言を許します。

7 番（森正彦君）

7 番議員の森正彦です。通告に従い質問をさせていただきます。まず最初に、平成 30 年度の予算についてお伺いします。平成 30 年度予算は、堀見町長 2 期目の最初の予算編成であります。その予算編成、町長の思いをお聞きします。

なお 30 年度予算については、行政報告や新聞報道で示されてはいますが、議会として確認も兼ねて質問させていただきます。どうかよろしくお願ひします。

町長（堀見和道君）

御質問ありがとうございます。森議員の御質問にお答えさせていただきます。30 年度の当初予算としまして、まず、スポーツ振興、またスポーツによる健康増進ということで、テニスコートの工事について予算組みをしております。

1 億円を超える予算を組んで、スポーツによってですね、みんなが幸せづくりを行っていただき、また健康づくりを行っていただければなあというふうに思っております。また、新しい取り組みとなりますが、佐川町教育研究所を来年度の 4 月から立ち上げる予定で、今進めております。

教育研究所関連予算を、佐川町として新しく組ませていただいて

おります。また、この4年間、1期4年間も力を入れて取り組んできた内容になります。榎並谷町政の時代から取り組んでこられたことを継続して取り組んでいる内容になりますが、集落活動センター並びにあったかふれあいセンターの活動支援費ということで予算を組ませていただいております。

斗賀野、黒岩、加茂、尾川、この4地区におきまして、集落活動センターに人が集い、つながり、みんなで支え合って幸せなまちが広がっていくこと。また、尾川、斗賀野におきましては引き続きあったかふれあいセンターの事業に取り組んでいただくと。このこととあわせて加茂の里、あと黒岩それぞれであったかふれあいセンターが無事に立ち上がっていただき、軌道にのってですね、そこに人が集い、幸せの輪が広がっていく、その予算のために30年度予算組みをさせていただきます。

以上が、簡単ではありますが、重立った予算の内容になります。以上です。

7番（森正彦君）

ありがとうございます。健康増進あるいは教育研究所、それから地域での集活、あったか、そういったことが大きな事業であるというふうにお聞きしました。30年度の取り組みで、部分的には重複する部分があるかもしれませんが、総務課長にお聞きしたいと思いますが、新たな取り組み、特徴的な事業がありましたらお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（麻田正志君）

森議員の御質問にお答えさせていただきます。町長の答弁と重複する部分もございますけれど、本年度の予算につきましては、継続的事业が多いような予算になっておりますが、その中で新たな事業でありますとか、継続的な事業も含めまして、主な事業のほうについて御説明をさせていただきます。

主な事業といたしましては、プール及びテニスコート管理費、こちらのほうにおきまして、先ほど町長の答弁にもありました町民テニスコートの増設工事のほうを予定しております。それと、町民プール・サウナの施設管理に要する費用も合わせまして1億3,763万4千円のほうを計上いたしております。

それと、これも新たな取り組みで、先ほどの町長の答弁にありましたけれど、教育研究所事業ということで、ふるさと教育の充実、

不登校対策などを担います教育研究所の運営に係る費用といたしまして2,496万7千円を計上いたしております。

そのほかに、地域づくり事業といたしまして、これのほうは、去年4地区ということになりました尾川、斗賀野、黒岩、加茂地区、そちらのほうの集落活動センターの活動支援ということで、969万円。

そして継続的に実施しております移住促進事業ということで、県外への情報発信、PR事業の推進、移住相談会への参加、移住促進住宅やお試し滞在施設の管理費用、そういうものに1,002万2千円のほうを計上いたしております。また、こちらのほうも継続になりますけれど、ものづくり推進事業といたしまして、佐川町ブランド構築及び展開業務、そして佐川発明ラボ企画・運營業務に必要な委託料といたしまして、1,563万3千円。

そして先ほどの、こちら町長の答弁のほうにもありましたけれど、あつたかふれあいセンター事業といたしまして、新たな地区を加えまして、尾川、斗賀野、黒岩、加茂の4地区での事業実施に必要な委託料といたしまして3,450万1千円。

それとこれも従来からやっております継続ではありますけれど、乳幼児医療費の助成事業、こちらのほうも中学校卒業までの子供の医療費保険適用の自己負担の助成費用として、こちらのほうも計上しております。額は4,242万2千円ということになっております。

そしてこちらのほうも継続的に実施しております地域おこし協力隊の事業のほうにつきましては、隊員31名が自伐型林業の推進と実践、そして観光振興、農業担い手候補生、佐川発明ラボの運営、プロポーザル、ふるさと寄附の推進、牧野公園整備などに取り組む費用といたしまして、1億4,550万円を計上いたしております。

それと、本日の一般質問にありました木造住宅耐震化支援事業、こちらのほうにつきましても、防災意識の高まりによります申請増に対応するためということで、委託料補助金といたしまして、5,539万8千円を計上させていただいております。

さらに、昨年度から運行を開始しております本格運行を開始しております地域公共交通事業につきましては、さかわぐるぐるバスの運行委託料、あと予備車1台の購入費用、廃止路線代替バス運行維持費補助金などといたしまして、4,361万8千円のほうを計上させていただいております。

また、町立の小中学校、こちらのほうへの空調設備につきまして、平成 30 年度から 32 年度の 3 カ年計画で実施するということになっておりますので、平成 30 年度におきましては、設計積算委託料といたしまして、622 万 2 千円を計上しております。

以上、簡単ではございますけれど、主な事業の説明とさせていただきます。

7 番（森正彦君）

12 月に出されました予算編成方針。その中で町長は、一步踏み出す予算を積極的に職員にそういう予算編成あるいは事業に取り組んでほしいということがありました。その一步踏み出すというのは、大変こう、時代の一過の中で重要なことであるかと思いますが。さっきいろいろ聞きましたが、一步踏み出したと思える事業、取り組み、それはあえて言うならば、どういう事業があるのでしょうか。お答え願いたいと思います。総務課長でも町長でも構いません。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。一步踏み込む予算といたしましては、ほとんどの予算が先ほど説明をさせていただきましたとおり継続事業を主とする予算ということになっておりますけれど、この中で出てきております町民の方の健康増進等にかかる町民テニスコートの増設工事でありますとか、あるいは最後に説明いたしました町立小中学校への空調設備、こちらのほうはエアコンということになるかと思いますが、そちらのほうの予算のほうを計上しておるといところが、一步踏み込んだ予算と言えるのではないかとこのように考えております。

7 番（森正彦君）

時代が変わっておる、そういう中で、その対応のために一步踏み込むことが大事であると思います。また、町民のために一步踏み込んで、やっぱり幸せのために予算執行していく、事業を遂行していく、いうことは大事だと思います。

尾崎知事は 30 年度の予算編成のコメントの中で、事業のスクラップアンドビルドを徹底し、施策群の新陳代謝を進めたと言っています。町長の言う、一步踏み出すは、事業の新陳代謝ではないかというふうに私は思っておったわけですが、大きな新陳代謝ということは、今回この事業を見てみると、それほどにはないかと思いますが、今までいろいろ見てきた中で、佐川町の施策も大分変わ

ってきたな、そういう新陳代謝というかどうかわかりませんが、方向性が出てきたなというふうに私は感じておるところでございます。

そういう中で、時代への対応の変化の1つの中で、産業振興については、自伐林業への取り組みなどもあると思います。しかし、自伐林業もまだまだ時間がかかりそうです。佐川町の産業の中心はやはり農業ですので、その農業関係ですが、農業関係で一步踏み出す新たな取り組みというのはどのようなことがあるのでしょうか、お答え願いたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

森議員の御質問にお答えいたします。佐川町、農業は基幹産業であります。農業者の高齢化、担い手の不足、耕作放棄地の増加、いろんな問題が起こっております。農業についても、今の継続事業を着実に前に進めるということが一番に考えてはいるんですけども、一つ、一步踏み出すというか、新たな取り組みとしまして、今その農地集約につきまして、国の農地中間管理機構関連、そちらに土地を預けて農地整備をする、圃場整備等ですね、農地整備をする、そういう基盤整備の事業がございます。これは県が実施主体となっていくものでありますけども、要件としましては、一定規模以上の農地を農地中間管理機構へ一定期間貸し出しを行う。それで担い手の農業者へ集約をする。それをその農地整備対象地域の収益性が一定向上することが要件になっているなどがあります。

今までその基盤整備等につきましては、その農地の所有者の方の負担金がどうしても必要でしたけども、今回、この事業につきましては、農業者の負担なしで農地整備ができるという大きなメリットがございます。

昨年12月20日に、各地域の農業組織の代表者の方、それから農業委員の方、などを対象といたしまして説明会を開催いたしました。

町としても、こういうせつかくのチャンスですので、適した事例があればやっていきたいんですけども、現在のところ実施地区などは決まっております。今後ともその実施可能な場所があれば、事業の実施に向けて取り組んでまいりたい、これが新たな取り組みとして考えております。以上でございます。

7番（森正彦君）

農地の件に関しましては、2月17日の高知新聞の報道で、県は農業を軸とした地域産業クラスターの立ち上げ、園芸団地の用地確保へ協力した地域への協力金を支給するとありました。それはまとまった広さの用地の確保が難航しているためであり、このため地域の関心喚起や機運醸成のため、農地集積協力金を新設するものようでございます。

具体的には、1ヘクタール以上の長期賃貸借に応じた地権者なり、市町村を通じて10アール当たり20万から30万円を交付するものであります。また、提供用地を地権者負担なしで基盤する制度も設けているとのことでございます。

そこで質問ですが、先ほどの基盤整備、農地中間管理機構へ集めれば負担なしでいくということと、この農地集積に関してですね、基盤整備をする制度も設けているということは、これは同じものでしょうか。公文課長お願いします。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。森議員おっしゃられましたように、2月の17日の高知新聞に、園芸団地整備への協力金という見出しで、記事が掲載をされておりました。

この内容について県のほうに確認をしましたところ、クラスター計画を作成をして、そのクラスターの立ち上げのために園芸団地1ヘクタール以上の用地確保に協力をしていただいた地域に協力金を市町村を通して支払われるというものとお聞きをしました。

クラスターというのは、ブドウの房のように地理的に集積をして、相互に連携競争をして新たな付加価値を創出するもので、その中でも農業クラスター、農業に関してのクラスターというものは、例えばその次世代園芸団地などを核にして加工場や直販所、レストランとか研究・研修施設、集出荷場等の施設が地理的に集積をして相乗効果を上げていくようなものと考えております。

この園芸団地への協力金といいますのは、クラスターの核となる次世代園芸団地をいかに確保して、クラスターを継続させていけるのかということのためにつくられておりまして、具体的に、県のほうでは来年度は南国市の次世代園芸団地、こちらを対象に予定をしているようでございます。

今のところ、佐川町において、農業クラスターのような集積化の動きはございませんけども、そういう動きになればですね、検討は

していきたいとは考えますけども、今のところそういう形にはなっておりません。以上でございます。

7 番（森正彦君）

クラスターの場合の集積協力金、それから場合によっては基盤整備もするということですが、20年間。それではなくして、先ほど課長が言った基盤整備負担なしでやると。中間管理機構へ預けるといいますが、中間管理機構へ預けた場合に、自分はようつくらんから預けますよ。それでまとまった農地を基盤整備してもらおう。そのうち後継者が帰ってきたり、何らかの理由でまた自分たちの地域でつくることができだしたという場合には、それはまた返してもらえるんでしょうか。つくらせていただくということになるんですかね。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。その、中間管理機構に預ける期間もですね、基盤整備をして集積をして、その担い手に農業を施業していただくわけですので、長期に貸し出しをしていただくということが必要になります。

あと、その集積をしたことで、集積をしてその整備をしたことで、当然その収益が上がるということが前提になります。基盤整備はされたけども、収益がそんなに上がってないとかいうことでは困るということをおっしゃっておりますので、それをしっかりとした計画のもとで目標が達せられるのかどうか、その辺の審査といいますか、それは必要になってくるんじゃないかと思えます。以上です。

7 番（森正彦君）

農地、現在本当につくり手がいなくなっておるところでございます。なぜかというとお米をつくっても収益が上がらない、生活できないということでございます。お米が地域内で流通したら高く売れるけれども、それが余っておるところで、できるだけその園芸団地とかになれば、地域内の流通が減ってくるということで、隣近所へも売りやすくなっていくということになってくるんじゃないかと思えます。

そういったことで、こういう有利なことがあれば、ぜひとも取り組んでみたらいいかと思うわけでございますが、その農業クラスター、園芸団地、またその園芸団地を立ち上げたいという機運はないわけでございますけれども、もしあるとしたら、恐らく1ヘクター

ル以上の農地構えることは不可能ではないかと思うわけでございます。

農地に関しては、現在の情勢を農業委員会のほうは把握してると思いますが、どうでしょう。1ヘクタール以上の農地を確保することは現在の情勢で可能か不可能か、どのように考えていらっしゃるでしょうか。お願いしたいと思います。

農業委員会事務局長（吉野広昭君）

御質問にお答えをさせていただきます。十分にですね、実現ができない数字ではないというのが認識です。ただですね、本町のような中山間でですね、条件が不利な農地がたくさんあるところですね、取り組むについては決して楽観的には思えないのも事実です。通常ですね、農業委員会の業務の中でもですね、土地の、農地の集積化であるとかですね、効率的な利活用の推進についてはですね、業務の中で果たすべき役割があるというのが認識です。以上です。

7番（森正彦君）

私は、斗賀野の平地を見てみますに、1ヘクタール、2ヘクタール、割合、そう難しいことではないというふうに思っておるわけでございます。

そういった場合、協力をさせていただきたいというふうに思っておるところでもございます。

農業振興について、本当に、なかなか妙手がなく次の一歩が踏み出せてないと、これは私自身も一生懸命取り組んでおるわけでございますけれども、この農業振興については、国の県の施策も見ながらアンテナを高くして次の一手の予算が組めるようにしていただきたいと思っております。私たちも、私たちがなり次の一手、次の一歩について頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

町長の行政報告で、年々予算の編成が厳しくなっているとおりました。そして、中期財政計画の見直しも考えなくてはならない、事業の見直し、再構築など、経営改革を考えなくてはならないとありますが、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。お答えにつきましては、この厳しい財政状況を踏まえた今後の財政運営についてということでお答えのほうさせていただきます。

本年の2月にも国のほうが平成30年度の地方財政計画の概要について公表をいたしております。その中には、地方が子供子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成29年度を上回る額を確保というふうにはなっておりますけれど、これは前年度比で、地方税のほうが3,631億円の増額を見込んでいるためということでありまして、地方交付税のほうにしましては、前年度比で3,213億円、臨時財政対策債につきましても、587億円の減額というような内容になっております。

このため、佐川町のように地方税の伸び自体が大きく見込めない団体におきましては、地方交付税の減額というのは今後の財政運営のほうにも大きな影響のほうがあるものというふうに考えております。

それでこのような厳しい財政状況の中、平成30年度の予算におきましては、継続事業が多い予算編成ということになっておりますけれど、少子高齢化の進展でありますとか、生産年齢人口の減少など、社会構造が大きく変化していく中で、社会福祉費や児童福祉費などの社会保障関係経費のほうも引き続き増加を続けてきております。

町財政を圧迫していくことが、このような状況で町財政を圧迫していくことが想定されることも踏まえておりますけれど、それを踏まえた上で、佐川町総合計画の3年目といたしまして、町民の幸せのために必要な施策を着実に推進するというところで、予算規模といたしまして68億2,595万8千円のほうを平成30年度の予算として編成いたしております。

今後の財政の運営につきましては、中期財政計画等もう一度見直しとか、毎年改訂していくとか、そういうようなことも必要であります。具体的には、今も行っている分もありますけれど、平成30年度以降につきましても、公共施設管理計画に基づく町有施設の管理、あるいは橋梁長寿命化計画に基づく施設管理、そして新たな事業として見込まれております町立の小中学校の空調整備、あるいは道の駅、図書館の整備、そのような大規模な事業の実施のほうが予定されております。また、引き続き社会保障関係経費などについての伸びも見込まれておるところであります。

さらに、先ほども申しましたように、歳入のほうにおきましては、

普通交付税、こちらのほうが国の総額抑制などによりまして、31年度以降も本年も含めまして厳しい財源不足が見込まれる財政運営となることが予想されております。

町といたしましては、今もやっておることもありますけれど、平成31年度以降につきましても、各職員、こちらのほうが限りある財源を最大限に活用、活用しまして、また決算額、予算状況、そういうような確かな根拠に基づき、現在あります事業、そういう事業などの見直し、見直しをすることで予算編成をするということ、あるいは財源不足につきましては基金の繰り入れ、基金を安易に取り崩す、そういうことに依存せずに、収支が均衡した安定した財税運営のほうを確立したいというふうに考えております。

そこで、予算編成時ではありますけれど、予算編成時のほうにおきましては、現在もこれは行っておることはありますけれど、必要度の低い事業の廃止、そういうものも含めた事務事業の見直しのほうもさらに進めていきたい。また経常経費の削減、こちらのほうも進めていきたい。あるいは国・県補助金、いろんな事業をやる上において、この事業につきまして国、県の補助金が該当するかしないか、そういうこともさらに徹底して調べ上げていって国・県補助金の獲得も目指していきたい。そして使用料及び手数料の見直し、そして引き続き取り組む税の徴収強化等、このような取り組みによりまして、歳入の確保を図りまして財政基盤の強化のほうを努めていきたいというふうに考えております。

7番（森正彦君）

詳しい説明ありがとうございました。本当に、なかなか厳しいようではございます。私たち町民の側からしますと、いろんな施策はやってもらいたい、しかし継続していかなければ何もなりませんので、そのあたりはやはり知恵を絞って、あるいはやっぱりそういうことを財政的に厳しいよ、中には我慢をしてもらわないかんものもありますよということなども知らせていきながらですね、必要な施策を効率的にやっていくということが大事だと思います。

先ほど課長のほうからもありましたが、国、県の補助事業、こういったものの活用というのも非常に大事になってくるかと思えます。また、地域住民のパワーを生かす。お金を使わなくてもできる、町長の言う幸せなまちづくりができることもあるわけではございます。そういったことに関しましてもですね、意欲的に一步踏み込む

勇気を持ってという町長の言葉を借りるわけですが、今後努力して
いていただきたいと思います。この質問はこれで終わります。

次に、第5次総合計画における町民との協働についてお伺いしま
す。

第5次佐川町総合計画は、みんなで作るということで多くの町
民に参加してもらいでき上がりました。町民参加のよい計画ができ
たと思います。策定に参加した町民の中で、つくるときは参加さし
てもらったけれど、その後どう参加してよいかわからない、どう進
んでいるかわからないという声が聞こえてきます。

そこで質問です。みんなで作る総合計画策定の後、みんなでつ
くるまちづくり推進はどのように行われているのか、そういった組
織があるのかどうかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いま
す。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

森議員の御質問にお答えいたします。第5次佐川町総合計画の推
進体制、進捗の体制につきましてということで、お答えをさせてい
ただきます。

まず、全体的な話をさせていただきますと、この総合計画の推進
体制につきましては、総合計画の審議会というのがございます。こ
れは年2回行っておりますけれども、審議会の委員さんのほうに、
会議のほうです、この第5次の7分野45施策に基づきます、基
本的には大部分は役場が実施している事務事業、これの進捗
状況、これを報告させていただいて審議をいただくという内容がご
ざいます。

もう1つは、チーム佐川の日ということで、毎年4月第2日曜
日にイベントとして行っておりますけれども、これは総合計画の町
ぐるみの推進、浸透、機運の醸成というものを図るために行って
おります。その中でですね、まちづくりに貢献していますといいま
すか、積極的にかかわっていただいている団体であるとか個人、こ
ういった方々を表彰するという機会も設けて実施をしています。

あとはですね、具体的なまちづくりの取り組みの推進、これを住
民の方々とどういうふうに協働してやっていくかということでは
ございますけれども、これにつきましては、全体的な話になります
けれども、各地区、例えば各地区で立ち上がっています集落活動
センター、佐川地区はございませんけれども、ほかの4地区で
ですね立ち上がっ

ている集落活動センターを運営している組織、地域組織がござい
ますが、そのメンバーの方々です、定期的に会議を開いたり、話
し合いをしたり、それから運営委員会といってもう少し大きいく
りです、話し合いをして、各地区地区の取り組みについての推進、
進捗状況の確認というものをして、総合計画の推進を全体的に図っ
ているところでございます。以上です。

7 番（森正彦君）

審議会、年2回やっておられるということで、もちろんこの第5
次総合計画、たくさんの事業、役場の実施する事業、それがメー
ンになるわけでございます。そのあたり事業の進捗が見られるとい
うことだろうと思います。

私への、町民からの意見のほうは、地域活動の部分で、参加した
い、どうなんだろう、とかいう部分の質問でございます。その点に
つきましては、先ほど答弁がありましたチーム佐川の日のまちづく
り表彰、そういった面でまちづくりに参加している人を表彰する、
スポットライトを当てるとということで、みんなで拍手を送るとい
うことだと思えます。

それと、集落活動センターあるいは夢まちランド、そういったも
ので地域の皆さんと話し合いをして進めているよということですが、
何かこの件については、そうですね、割合感じてないというよう
なところも受け取れます。それは置いておきまして、佐川町では
現在、第3次地域アクションプラン、地域福祉アクションプランで
すが、を策定しております。これは平成20年に策定された佐川町地
域福祉計画あるいは佐川町地域福祉活動計画を引き継ぐものであ
ります。

この計画の1次、2次で、各地区で住民参加の特色のある取り組
みがされています。県立大の田中教授の弁でございますが、佐川町
の取り組みは、高知県一の内容のある取り組みと実績であると言
います。そしてこれは、全国に誇れるものだと言ってくれています。
住民参加が大変うまくいった例であります。

福祉計画の1次では、組織づくりが中心で、みんなで福祉のまち
づくり委員会を組織し各地区にまちづくり委員会と地域づくりの組
織が生まれました。1次計画は組織づくり、2次計画では拠点づく
りということで、これが進みまして集落活動センター、夢まちラン
ド、あったかふれあいセンターができました。また、できようとし

ています。

このように住民参加で、目に見える成果が上がってきていると思います。町の総合計画でも、住民参加でまちづくりをしていくとされています。住民との協働の部分を、町としてどう進めていくかを町民に知らしめていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この、森議員おっしゃいました地域福祉の分野では、第2次、第1次計画のほうからですね、まちづくりを町民と一体として推進をしているということで、私自身も存じ上げてございます。総合計画の推進におきましては、この地域福祉計画、アクションプラン、この取り組みの方向性といたしましては、基本的には一致をしているというふうに考えております。

この総合計画を推進することが地域福祉を推進することというふうに一致をしていると思いますので、役場、チーム佐川推進課としてもですね、まちづくりの方向性というものを、例えばチーム佐川の日であるとか、そういったところを、機会を通じて町民の皆さんに呼びかけていく、あるいはそれぞれの取り組みについてですね、少し、町民の方の背中を押す、そういった仕組みをですね考えていきながら、まちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

7番（森正彦君）

その、みんなで福祉のまちづくり委員会ではですね、年に数回、地区の役員を集めて会合を持つ、先ほど、各地区でまちづくり委員会があって会合をやっておるということでしたが、福祉のまちづくりでは5地区の役員が集まって俺のところはこんなにしておる、こんなにやっておる、ああそうか、あ、それはいいねって、いうふうな感じで、切磋琢磨まではいかんでも、負けたらいかん、俺のほうも頑張ろうというような感じで、割と、各地区が各地区なりに力を出していい活動ができてきたわけです。

そのように、この総合計画、まちづくりもいったらいいのじゃないかなあという感じがしておるわけです。その福祉のまちづくり計画についてはですね、その5地区の皆さんなどもですね、集めて講演会へ参加したり、あるいは先進地視察などの研修も実施しておるわけでございます。こういう取り組みによって意識の向上やお互い

の連帯感も生まれてきたと思っておるわけでございます。

現在、4地区に集落活動センターが設置され、それぞれに集落支援員もいます。現在それぞれの地区に地区づくりの組織がありますので、町と集落支援員、地区組織から2名ぐらい参加してもらってですね、全体の名前はどうか分かりませんが、まちづくり委員会をつくって定期的に話し合ってますね、課題を共有しながら住民との協働のまちづくりを進めていけたらいいのではないかと思います、その点、いかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。地域、地区での定期的な会をということでの趣旨だと思いますけれども、先ほど回答の話をさせていただきましたように、集落活動センターの運営につきましては、定期的に運営組織、地域組織と話を進捗推進をしております。その中に集落支援員もですね、入らせていただいて、活動の、各地区単位での活動の推進を図っているということです。

あとは、総合計画の推進ということにおきますと、地域単位での推進ということもありますけれども、各それぞれの取り組みの分野、それぞれの推進ということもあわせて考えていく中ではですね、例えば子育てであるとか、福祉であるとか、介護、産業、教育、防災、そういったそれぞれの計画がございますので、その推進の、それぞれ推進体制があります。進捗について住民の方々が入ってますね、話し合いをしているというふうにございますので、そういったところも、よりですね、住民の方々と連携、協働ができるような推進体制を役場全体でとっていきながら、総合計画を全体的に、まちぐるみで進めていくというような取り組みを図っていきたく思っております。

7番（森正彦君）

言われるとおりで、総合計画は総合計画ですので、非常に幅広い。私たちに見えてない部分でたくさん推進していきよう、協働がやられている。町民も同じようなもんだと思います。私のこの部分は地域づくりの部分がほとんどになるわけでございます。その中で、先ほど、地域づくりの面ではやはり、特にそのあたりが住民が参加しやすい部分であるので、参加したなという実感が湧きやすいと思いますのでですね、効率的な、あるいは情報を共有する、そういう会合を進めて、そういう組織をつくってやっていったらどうかなと思

っております。

そういう組織をつくるということに関しての答弁と、そのチーム佐川の日はどのようにして運営をされているか、それちょっとお聞かせください。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、チーム佐川の日の運営でございますけれども、これは先ほど申しましたように、日時は毎年4月第2日曜日ということで、運営の主体としては、役場、チーム佐川推進課のほうがり行っています。

内容につきましては、ちょっと重複しますが、それぞれの地域活動に貢献されている団体の表彰、それとあとそれぞれのですね、どういいますか、総合計画の基本的なまちづくりの方向性、そういったものをお示しをさしていただいて、町民の方々誰でもお越しただいてですね、みんなでイベントを盛り上げると。まちづくりの機運の醸成をしていくというようなことの内容になっております。

もう1つ。総合計画を運営していく全体の組織、地域組織ということですか。地域組織というのはですね、先ほども言いました、基本的にはですね、それぞれの地域組織ということでありまして、集落活動センターの運営の推進を主体で引き続き行っていくということを考えておりまして、新たな組織をつくるという考えは現時点ではございません。

7番（森正彦君）

各地区同志のですね、地域づくりの連絡協議会のようなものをつくってやっっていけば、互いの情報を交換しながら頑張る力が出てくるのではないかなということが私の考えです。それから、このチーム佐川の日に関して、それも住民参加で、何するって、どんなことしたらみんなで参加できる、例えば健康福祉大会、実行委員会形式に変えましたよね。ある時期から。そのようにしてですね、チーム佐川の日ですから、チーム佐川でそういう行事をやっっていく。チーム佐川、住民参加でそういう行事もやっっていく、そうすると、協働の機運が盛り上がってくるのではないかというふうに考えます。

そのチーム佐川を実施するにしても、その実行委員会的なもの、それだけじゃなくして、みんなで福祉のまちづくりではね、応援団がおったわけです。その、みんなでやろうよと。俺たちが一緒にな

ってやろうよと。その佐川総合計画のこの地域づくりの推進についても、あるいはチーム佐川を進めていく上でもですね、やっぱり応援団が必要だと思うんですよ。そういうものを組織して、その結果としてチーム佐川の日はみんなで話し合っ、みんなでこんなことをやろうよというふうにしていったらいいのじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

ありがとうございます。そういった、町民全体で進めていく、応援団をつくって、応援団といいますか、町全体で進めていくという視点は当然のことだというふうに思っています。これらについてもですね、森議員の御意見、参考にさせていただきながら、審議会の委員さんとかと話をしてどういうふうに進めていくかというのを今後話をしていきたいと思ひます。

7番（森正彦君）

よろしくお願ひします。通告の中でですね、集落活動センターと集落支援員の役割の明確化をすべきではないかという通告をしております。

まずは集落活動センターで何に取り組むか、集落活動センターの役割についてどう思っ、おるのかお伺ひしたいと思ひます。確認でございますが。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。集落活動センターにつきましては、これは県、高知県が進めている取り組みでございますけれども、制度的には高齢化であるとか、人口減少、こういったものが引き起こす中山間地域が抱えるさまざまな生活課題を解決するために、住民の活動拠点としてですね、整備をされるものということでございます。

7番（森正彦君）

地域で、みんながずっと生活していくために、地域の課題を解決していかなければならないということだと思ひます。

それでですね、その集落支援員の役割、その具体化、明確化されているのか、そのことが集落支援員に伝わっているのかどうか、そのあたりはどう思っ、おるのかお伺ひしたいと思ひます。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この集落支援員につきましては国の制度になりますけれども、制度としては自治体、佐川町といった自治体から

ですね委嘱を受けて、自治体の職員とともに連携をしながら、過疎化等で地域活力の低下が危惧される集落の目配り、目配り役として集落の巡回であるとか状況把握であるとか、あるいは課題解決のための話し合いの促進であるとか、そういったところを担う形になっております。

そういった担い手でありますので、基本的にはですね、その地域の実情に精通した方を委嘱するのが通常であろうというふうに思っています。佐川町におきましても、集落支援員ですね、設置要綱というものをこしらえておきまして、その中に職務というのがございますので、少し紹介をさせていただきますと、1つ目には、地域コミュニティの維持に関する活動。それから地域資源の発掘及び活用に関する活動。それから住民生活の支援に関する活動。4つ目に、集落活動センターに関する活動。5つ目に、移住促進に関する活動。最後に、その他の地域力の維持とか強化に資するために町長が必要と認める活動ということで、6点、設置要綱より掲げております。

基本的には、ただまあそれぞれ例えば佐川町の中でも地域の実情、地区の実情というのはそれぞれ違いますので、そういった職務の中身をですね踏まえて、各地区地区の実情と課題に応じて任務についてもらうということで、能動的に動いてもらうと。特に地域づくりについてということでございます。

その点については、もちろんその集落支援員さん、配置、任務についていただくときにですね、設置要綱はもちろんのこと、それぞれの役割をお話しをさせていただいて、基本的には、今、集落活動センターを中心として活動していただいておりますので、それぞれの地区の地域づくりに専念、任務についていただくということになっております。以上です。

7 番（森正彦君）

明確にそのことをお伝えしておるということでございます。いくつかの役割をお聞かせ願いましたが、やはりこれを遂行していく上にはですね、やっぱり地域組織との連携をすることが非常に重要ではないか、効率的に行われることではないかと思っております。そういったところでですね、十分、地域との協働を進めていったらいい仕事が早くできるのではないかと思います。

それともう1つですね、そのことがどうかわかりませんが、

町と住民への総合的な橋渡し役を担ってもらってはどうかと思うわけでございます。町には町民のためのさまざまな施策がありますが、なかなか伝わっていない、広いですから、なかなか伝わらない。それで、知らなくて損をすることもあります。そこで橋渡し役としてですね、集落支援員に町の施策を勉強してもらい、住民に情報を提供する、そのためには、定期的に研修をしていくと、こういったことも大事じゃないかと思えます。

町の施策を勉強してもらって、このことを知らないからこのようなことがありますよというようなことからも伝えることができたらいいのじゃないかな、その橋渡し役、これについては施策の全部を知るということは大変無理だと思います。全部を伝えることも難しいと思います。それからみんなに知らせるっていうことも難しいかとは思いますが、そういう研修をしてですね、町の施策を知っておくということも大事ではないかと思えます。定期的に研修をしていく、そういったことに施策の橋渡しをする、そのために研修をする、そういったことについてはいかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。今現在、尾川、黒岩、加茂、斗賀野と、それぞれに集落支援員が配置をされまして、全体では6名の集落支援員が在籍しております。

大多数といいますか、役場職員のもので、OBもその中にもおりますけれども、ただまあ行政のやっている事務事業というのは、かなり多岐にわたります。集落と行政をつなぐというのも一つの集落支援員の役割だというふうには思っています。

その中で、さまざまな情報の交換であるとか、例えば研修であるとか、そういったものについてはですね、集落支援員の連絡会というのはやっておりますけれども、その中にチーム佐川推進課の職員も入ってですね、基本的な、特に役場の行政の情報というのは、情報提供しながら、取り入れて支援員の仕事に生かしていただいておりますけれども、全てはなかなか難しいですけれども、例えば集落の課題につながるようなものの情報、それは定期的に情報共有を図っていきながら、場合によっては、こういうテーマを決めて少し勉強しようやというのは考えていきたいというふうに思っています。以上です。

7番（森正彦君）

なかなか、本当に全部をとすることは難しいかと思いますが、研修をしてですね、町民に役立ってってもらえたらいいかと思えます。

みんなでまちづくりということでこの質問をさせていただきました。私はですね、まちづくり、本当にこの住民を巻き込んでのよい方向に進んでいるとは、私自身も思っております。

昨日も、巨大紙相撲を見せていただきました。大変盛り上がっておりました。その後、上町のひな祭りも行かしてもらいました。スイーツ祭りもやっておりました。また、牧野公園上がって行きますとですね、ユキワリイチゲもちろん、バイカオウレンそれから福寿草、セツブンソウとか、いろんな花が咲いておまして、人も結構多く、またよそからも来ておりました。そのひな祭りにも大変人が多くてびっくりしたわけですが、そんなにしてですね、町民参加のまちづくりは、よい方向に私は進んでいると思っております。

その、みんなで作る総合計画のときにですね、参加者の目が本当に生き生きと輝いていました。今後、町の財政は厳しさを増してくると先ほどもありましたが、そんなときこそ、そうですね、住民の底力を借りてですね、チーム佐川、まじめに、おもしろく、住民の目が生き生きと輝くように仕掛けていけたらよいのではないかと思います。この質問の最後にですね、町長の思いをお聞かせいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

町長（堀見和道君）

御質問にお答えさせていただきたいと思えます。たくさんの御提案をいただきまして、本当にありがとうございます。総合計画つくるときに、みんなで楽しくつくりたいなあという思いがありました。計画をつくって終わりというものにはしたくないなあ。住民の皆さんが、お一人お一人が、自分の得意なこと、好きなことで主役になって、まちづくりに参加をしていただければありがたいなあという思いで作成を皆さんと一緒にいたしました。

この2年間、実行計画を実施をしてまいりまして、やはりひとつ、もう一段改善をしないとイケないかなというふうに思っているのが、情報の発信の仕方かなというふうに思っております。広報では、かなりの量、繰り返し情報としてお伝えさせていただいておりますが、なかなか届いてない方も多いという現実もあります。

ICTの活用がどんどんどんどん進んできております。そのSNSも含めてですね、どういう手段で住民の皆さんにいろいろ、いろいろ複雑というか、いろいろミックスをしてですね、いろいろな媒体を使うことによってできるだけ多くの人に届ける努力をできるといいなあと。

集落活動センターに来ると、例えば映像で情報が見れるよ、と。活動センターに行くと、何か楽しいことがわかるよとか、楽しい映像が見られるよという仕掛けをしておく、またそこに集まる人も増えるのではないかとか、いろいろなことに取り組んでいかなきゃいけないなあとというふうに思っておりますが、それこそ確実に、みんなで作る幸せなまちづくりは広がっているという実感はあります。

きのうの、どんどこ！巨大紙相撲 桜座場所も、多くの町民の方々が参加をしていただいて、千秋楽を無事に迎えて終えることができました。あれはまさしく、楽しく、町民が参加をする1つの取り組みになったというふうに思っております。

そういう活動がいろいろなところにあります。佐川町は結構あるほうだというふうに思っております。ぜひ、好きなこと、あ、これだったら参加してみようかなと思うことを、また住民の皆さんお一人お一人がですね、見つけていただいて、こちらからも情報を届ける努力はしますので、参加をしていただければなあとというふうに思います。

あと8年、総合計画の実施期間がありますので、少しずつ改善をして皆さんと一緒に取り組んでいきたいなと思っておりますので、またぜひいろいろお力をお貸しいただければなあとというふうに思います。以上です。

7 番（森正彦君）

ありがとうございました。本当に、楽しく地域づくりをしていただけたらいいかと思えます。

次に、図書館の建設についてお伺いします。

新図書館の建設については、29年度はどう取り組んだのか、そして30年度はどう取り組むか。また、30年度以降のスケジュールについてお伺いします。この質問も、行政報告に答えがありましたので確認としてお伺いしたいと思えます。

教育長（川井正一君）

それでは私のほうから、新図書館の建設についてお答えをさせていただきます。

まず、本年度どう取り組んだかということでございます。本年度の取り組みとしましては、図書館運営協議会の委員の皆さんと南国市市立図書館を視察しまして、図書館友の会の代表者の方に、主に住民組織の視点から図書館ボランティアの活動の歴史と実態について学んでまいりました。

また、この3月25日には、愛媛県の大洲市立図書館を視察する予定としており、図書館側から見たボランティア組織の育成のあり方についてお聞かせをいただくこととなっております。本年度は主に図書館運営のソフト面を中心に、住民との協働のあり方を学ぶこととしております。これは、本年度の主な取り組みでございます。

続きまして30年度以降になります。来年度からのことですが、これは開会日の町長の行政報告で申し上げましたことと重なりますが、再度、答弁ということでお答えさせていただきます。来年度は新図書館整備検討委員会を設置し、平成30、31年度の2年間かけて先進地視察研修や専門家の意見を聞きながら、新図書館の基本構想にあたる部分を固めていくとともに、町民向けの講演会を開催し、新図書館建設に向けて町民の理解や機運を高めていきたいと考えております。

また、この間には、新図書館の設置場所や単独施設か複合施設にするのかも決定し、このようなプロセスを経て平成32年度には基本設計と実施設計を行い、平成33年度の建設着工を目指したい、このように考えております。以上でございます。

7番（森正彦君）

ありがとうございます。7月には、県立市立図書館オーテピアですか、これも開館します。本当に胸がわくわくするわけですが、県全体としても新しい動きが必ずあると思います。先進の図書館ですね、助言もいただきながら、佐川町も文教のまちにふさわしい図書館の建設を、首を長くして待っている人たちがいます。どうか、きばって取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。この質問はこれで終わります。

次に、新産業廃棄物候補地決定について、お伺いします。

県は、新産業廃棄物候補地を3カ所に絞って公表しております。その中に佐川町が入り、その3カ所の中でも佐川は有力な候補地で

はないかと言われております。この質問については、先ほどの橋元議員そして下川、中村議員も質問の予定ですので、直接的なことは1つだけ質問させていただきます。

私たちは、廃棄物の中で、一般廃棄物は安全なものであり、産業廃棄物は危険なものが含まれていると漫然と思っていました。しかし、そういう分け方ではなく、事業者や企業から出るごみが産業廃棄物であり、危険だから産業廃棄物だということではないということがわかりました。県の説明ではですね、埋め立て廃棄物は、もみ殻、ばいじん、鉍滓、石綿、石こうボード、無機性汚泥、建設混合廃棄物となっています。

これらのものが実際どういうものなのか、危険性があるとすればどういう物質なのか。住民はそのあたりが一番心配なわけでございます。例えば、鉍滓とは何なのか。由来は何で何が含まれているのか。

とにかく私たちは、もし、佐川ということになれば、イエスかノーかの判断をしなければなりませんのでですね、今からですね、正しい知識を持つことを知りたい。何が正しいのかを知りたい。本当のところはどうなのか、そういう正しい知識を持てるように資料を集め、早い時期に開示してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

町民課長（和田強君）

森議員の御質問にお答えさせていただきます。先ほど御質問の日高エコサイクルセンターの中にある管理型産業廃棄物最終処分場に搬入されている産業廃棄物については7種類の産業廃棄物と一般廃棄物の燃え殻が入るようになっております。

まず燃え殻につきましては、産業廃棄物の中間処理施設で燃やした燃えた残りの灰ということになります。

ばいじんというのは、その焼却炉の中で、浮遊物というものがあるようなんですけど、それをそのフィルターでこし取ったもの、それがばいじんです。

汚泥につきましては、無機性汚泥ということになってはいますが、橋梁とかのペンキの塗りかえをしたときのそのペンキかすとか、そういったものがそれに当たるようです。

鉍滓というのは、鋳物ですね、鋳造したときの金型に使う砂、こういったものが鉍滓に該当するようです。

廃石綿はアスベストを含むものですが、アスベスト自体は特別管

理の産業廃棄物ということになっているんですけども、アスベスト自体を飛散防止処理をしたものを搬入しているということで、飛散防止処理したものは特別管理産業廃棄物ではなくなっています。

廃石こうボードというのは、建築石材の石こうボードで紙を除いた石こうだけが入るといった形になります。

建設混合廃棄物というのは、建物、改築とか壊したときに出てくるコンクリートとか木とか金属とか、そういったものを除いた残りの分別できないようなもの、土とか、壁土とかですね、そういったものが該当するようになっているようです。

一般廃棄物の燃えかすというのは、これは、仁淀川中流清掃事務組合、旧の伊野町日高村の一般廃棄物、一般廃棄物というのは皆様からの生活の中で出てくるごみが一般廃棄物なんですけども、それを焼却した灰、これが廃棄物ということになっています。

それぞれ、この、それぞれの搬入物については、それぞれの受け入れ基準というのがございまして、実際搬入するに当たりましては、搬入する事業者がエコサイクルセンターのほうと委託契約を結んだ上で、その際にその搬入するものの事前の検査というのがございまして、その検査を受けた後、それに合格すれば搬入できるということになるんですけども、その事業者につきましては、2年ごとにその搬入してくるものに対して、定期的な検査を受けるような形になっていまして、さらにセンターのほうでも抜き打ちでその事業所から出てくる廃棄物の検査を行っているということで、そういう意味では、安全が確保されたものが搬入されているというふうになっております。以上です。

町長（堀見和道君）

森正彦議員の御質問に、私のほうから補足をさせていただきます。住民の皆さんに開示をしていったらいいんじゃないかというお話でした。まさしく森議員おっしゃるように、一般廃棄物と産業廃棄物の違いも十分なかなかわからないと。普段そういうことを伝えることもしておりませんので、そういうことも含めてですね、管理型の最終処分場に入る廃棄物とはこういうものです、というものを広報に掲載をしてですね、住民の皆さんにも事実としてしっかりとお伝えをしたいなあとというふうに思っております。

大変参考になる御意見をいただきましてありがとうございます。以上です。

7 番（森正彦君）

そのお答えをお待ちしておったところでございます。ですから、耳で聞くじゃなくして資料として詳しくそのことが町民に分かるような資料を提示していただきたいと思います。私たちも町民に聞かれるわけです。そのときに、やっぱりちゃんと答えたい、正確に答えたい、うそは、うそというか、間違いは言いたくない。そういうことがありますので、きちんとした資料を出していただきたいと思います。

次にですね、この候補地決定を機会にですねごみ行政をみんなのものとして考えるべきではないかと思うわけでございます。私たちは、町のごみ行政に守られて、ごみを出したらそれでおしまいという感じでございます。その後どうなっているのか余りよく知りません。可燃ごみの灰はどうなっているのか、その灰の中に重金属や危険な物質は含まれていないか、そして不燃ごみはどうなっているのかよく知りません。

そのことについてですね、可燃ごみの灰はどうなっているのか、それからごちゃごちゃいろんなものが混じっている不燃物、これは最後はどこへ行っているのか、それはどうなっているんでしょうか。お願いします。

町民課長（和田強君）

お答えいたします。まず、可燃ごみについてですが、可燃ごみにつきましても、先ほどおっしゃられたように、焼却しても全部なくなるものではありませんで、焼却量の約1割は、焼却灰及びばいじんとして残ります。それにつきましても、やはり最終処分、埋め立て処分をですね、するということになるんですけども、この埋め立てにつきましても、広域事務組合のほうが越知町のほうに施設を持っているんですけども、現在はそこへの搬入をとめております。とめておりまして、今は西条のほうの廃棄物最終処分場のほうにですね搬入をしているという形になっています。

次に不燃ごみについてですが、不燃ごみ、指定袋に入れられて排出される不燃ごみにつきましても、その多くについては清掃センターの職員が手で分別をします。分別をして、その中に含まれる金属とか、それぞれ材質とかによって分けていくんですけども、その中で、飲み物とかのビンとかについて、ビンについては通常ビンとして排出をしていただくようになっているんですけども、洗浄とかも

されずにそのまま不燃ごみの袋の中に入れて出てきたビンというのは、職員のほうです、ね、分別洗浄するということはできませんので、再利用というのをされずにです、ね、やはりこれも最終処分場のほうに埋め立てられている。ちなみにこちらのほうは、今はいの町のそういう場所に埋め立てられているということになっているようです。以上です。

7 番（森正彦君）

そういった、今、西条の業者、灰を持っていっておる。あるいはいの町へ持っていっておる。これはもうこれからもずっと受け入れが可能かどうかとか、フリーな形で受け入れてくれている、検査なんかもどうなるかとか、経費的な問題はないでしょうかとかいうことがあります、そのあたりはいかがでしょうか。今後ともずっとそこは受け入れてくれる、ずーっとって言うたちいかんろうけど、ね。数年は受け入れてくれる、あるいはあんまり問題、はいどうぞって簡単に受け入れてくれるかどうか、経費的なものは問題ないのか、そのあたりはいかがでしょうか。

町民課長（和田強君）

お答えいたします。まずその可燃ごみの焼却灰についてですが、焼却灰につきましては単年度契約で、そういう処理場と広域事務組合のほうに契約をしているようです。西条の処分場というのは本年度限りで、来年度につきましてはまた新たなそういう処理場にです、ね、搬入するということになるんですが、その都度入札をして相手方を決めているようですが、現在、四国内で搬入ができる場所というのが3カ所あるようですけど、そのうち実際その入札に参加されているのは2カ所だけということになっていまして、そもそも一般廃棄物自体は市町村内で処理をしないといけないということになっていますので、地区外に出しているということで、相手方の市町村にです、ね、協議をした上で受け入れをしていただいているということのようです。

不燃ごみのガラスビンというか、それについてもです、ね、いの町のほうに出されていますから、同じようにいの町と協議をして出さしてもらっているという形になっているんですが、こちらについてはちょっと、いつまでというのはです、ね、ちょっと私も把握しておりませんので、また改めて調べて報告させていただきます。

あと、費用等については、何分ちょっと把握しておりませんので、

こちらにつきましても改めて報告させていただきたいと思います。
以上です。

7 番（森正彦君）

ごみを分別する際に悩むことがあります。これは不燃物なのか可燃物なのか、例えばボールペンですが、先に金属が少しあります。かばんの金具とか、またおもちゃの中にひょっと電池とかが入っていたのを見逃していないだろうか、それを焼却した場合に、灰に危険物混入ということにならないだろうかとか、よく知らないことで不安があるわけでございます。で迷惑かけていないだろうか、そこで思ったのはですね、ごみ行政をやっぱりみんなで考えないといけないのではないかと。行政として町民に協力してもらいたいこともあるのではないだろうかということです。

今のごみ焼却場の灰は愛媛の業者に引き取ってもらっているということですが、もし危険なものが入っていると、受け取ってもらえなくなるんじゃないだろうか、そんなことになったらこれは大変になってくるんじゃないかと思ったりもするわけでございます。心配に及ばん状態のレベルかもしれませんが、そんなことをみんなで理解してですね、少しでもごみを減らす。危険なものは何かを知っていくことも大事だと思います。またコストを下げることにもつながるのではないかと。

これが、ごみ行政を担うものとして考えようという質問です。いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。昨年、実は一般廃棄物のごみの出し方、今後、焼却場がですね、本定例会でも予算上げさせていただいておりますが、延命化の工事を行います。20年、25年延命させようということで、予算を組んでますが、根本的にはやはり燃やすごみが極力少なくなればなるほど、我々町民の負担も減りますし、環境にとってもいいことになります。

高吾北の広域事務組合、佐川町、越知町、仁淀川町、3町の組合で今経営をしておりますけども、3町の、まず担当者でよくよく話をしてですね、今後のそのごみの出し方、ごみ行政のあり方について中期的な視点でですね、どう取り組むのかということを考えてほしいということは今、投げかけをしております。

また、来年度からSDGsの取り組み、これを教育の中でもどう

取り組んでいくかということは今、検討を進めておりますが、まさしくごみの問題ですね、生活に密着した課題の中で、経済と環境と社会が全て好循環をしていくということが必要だというふうに思っております。

今、洋服、この服ですね、どのような繊維でできていても、実は今、全てリサイクルできるという工場ができております。今まで、もう着なくなった服、破れた服は焼却場に回していたかもしれませんが。今、日本全国で、少しずつですがリサイクルに回そうという動きもあります。そういうことを今の新しいテクノロジーも生かしてですね、子供たち、また社会教育の場ですね、町民の皆さんに広くお伝えをして、やはりリサイクル、ごみの分別、焼却、一般廃棄物の考え方、そのあたりをですね少しずつチーム佐川で広めていきたいなあというふうに思っております。少し、2～3年時間がかかるかもしれませんが、前向きに取り組んでいきますので、御理解をいただければと、そのように考えます。以上です。

7番（森正彦君）

ありがとうございます。このごみ行政をみんなのものとするということで、例えば産廃のことを広報で特集するとか、先ほど、町長、してみたい、知らしたいと言っていました、そういうこと、あるいはごみのこと、広報で連載して、少しずつわかっていってもらおう。一遍にいろいろ出すと、なかなか読んでもらえませんが、いろいろな方法で理解を深めていくことが大事だと思っています。

今回、このようにごみの出し方について冊子が来ました。私が、そのごみ行政をと、この質問を提出した後で来まして、おう、なかなかタイムリーに来たなと思いましたら、前にも出して言いましたよと言われて、わあ私見てなかったなあ思ったことですが。この冊子を読むとですね、本当によくわかります。本当助かります。今回の産業廃棄物処理場の件を契機にですね、ごみ行政をやっぱりみんなで考えてみたらいいと思います。

これで、私の質問を全部終了します。御丁寧な答弁ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、7番、森正彦君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありません

か。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議を、6日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後4時15分